

# 瑞浪市人権施策推進行動計画 (後期)

(計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度)



瑞浪市

平成 28 年 1 月

# もくじ



|            |                               |    |
|------------|-------------------------------|----|
| <b>第1章</b> | <b>行動計画（後期）策定の骨子</b>          |    |
|            | 1. 計画策定の趣旨                    | 1  |
|            | 2. 計画の期間                      | 1  |
| <b>第2章</b> | <b>施策体系図</b>                  | 2  |
| <b>第3章</b> | <b>人権教育及び啓発等に関する具体的な施策と内容</b> |    |
|            | 1. 共通項目                       | 5  |
|            | 2. 分野別の施策展開                   |    |
|            | (1) 女性                        | 8  |
|            | (2) 子ども                       | 14 |
|            | (3) 高齢者                       | 27 |
|            | (4) 障がい者                      | 34 |
|            | (5) 同和問題                      | 40 |
|            | (6) 外国人                       | 44 |
|            | (7) そのほかの人権課題                 | 47 |
| <b>資料編</b> | <b>相談機関一覧</b>                 | 55 |



## 冊子の見方

○右上に「※」印がついている用語には、後段に「用語説明」があります。  
＜例＞「よく生き合う力」※<sup>1</sup>を育む…

※1：「よく生き合う力」とは？  
「人権感覚を大切にし…」

# 第1章 行動計画（後期）策定の骨子

## 1 計画策定の趣旨

人権とは、「人間が人間らしく幸せに生きていくための権利」と言われています。全ての人がある人らしく、幸せに暮らしていくためには、一人ひとりがお互いの違い（個性）を認め、尊重し合うことが欠かせません。

本市では、平成23（2011）年3月に人権教育・啓発を効果的に推進することを目的に「瑞浪市人権施策推進指針（計画期間：平成23年度～平成32年度）」を策定し、人権施策に対する市の基本理念や方向性を明確にしました。同時に、指針を計画的かつ効果的に具現化するための手立てとして、指針の計画期間の前期5年間に実施する具体的な施策をまとめた「瑞浪市人権施策推進行動計画（前期/計画期間：平成23年度～平成27年度）」を策定し、以後、全庁的に人権教育・啓発に取り組んできました。

今回策定した「瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）」は、基本的には平成27年度をもって終了する行動計画（前期）の取り組み方針や施策を継承していますが、そこに平成26年度に実施した「人権に関する市民意識調査」によって確認された本市の人権課題の状況や、世論や社会情勢の変化、最新の国・県および本市の方針や計画などを踏まえ、見直しや新たな取り組みを追加するなどし、より実効性のある現状に即した計画となっています。

市民一人ひとりが人権に関する正しい知識と日々の暮らしに生かすことができる人権感覚を身に付けることで、差別や人権侵害のない誰もが暮らしやすい社会を実現することを目標に、市は今後も行動計画（後期）に基づき、人権教育・啓発を推進していきます。

## 2 計画の期間

「瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）」の計画期間は、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間とします。最終年度には、実施状況の把握と検証を行い、継続的に行動計画を策定することとします。



# 第2章

## 施策体系図



|                         | 区分   | 項目                       | 具体的事業  |   |
|-------------------------|------|--------------------------|--|---|
| 市民一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して | 共通項目 | 予防啓発活動                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報などによる予防啓発活動の推進</li> <li>・市民向けの啓発イベントの実施</li> </ul>   |   |
|                         |      | 「よく生き合う力」を育む人権教育・啓発活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・職場における人権学習の推進</li> <li>・人権教育・啓発推進体制の充実</li> <li>・職員研修体制の充実</li> </ul>   |   |
|                         |      | 市民相談体制の充実                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種相談窓口の充実と関係機関、関係団体との連携強化</li> </ul>   |   |
|                         |      | 人権啓発リーダーの養成              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権啓発リーダーの養成</li> </ul>   |   |
|                         | 女性   | 男女の人権を尊重する意識の向上          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・習慣・慣習の見直しの啓発</li> <li>・広報などを活用した情報発信の充実</li> <li>・男女平等を基本とする教育の充実</li> </ul>   |   |
|                         |      | 男女共同参画による地域活動の推進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定の場での女性参画の推進</li> <li>・リーダーシップを発揮できる女性の育成</li> </ul>  |   |
|                         |      | 配偶者・パートナーに対するあらゆる暴力の防止   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・DVの防止啓発活動の充実</li> <li>・女性の暴力被害に対する救済支援の充実</li> <li>・相談体制の充実</li> </ul>   |   |
|                         |      | 働きやすい環境づくりの推進            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の処遇格差の解消</li> <li>・就労環境の整備</li> <li>・女性の社会進出を認め、促進するための意識啓発</li> <li>・セクシュアル・ハラスメントの防止</li> <li>・子育て環境の充実</li> </ul> |   |
|                         | 子ども  | 人権教育・子どもの健全育成の推進         | 子ども  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談体制の充実</li> <li>・人権に関する教育の充実</li> <li>・いじめの防止と子どもの権利擁護</li> </ul>  |
|                         |      |                          | 保護者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の充実</li> <li>・講演会や講座の実施</li> <li>・育児と仕事を両立しやすい職場環境の整備</li> <li>・子育てに関する相談体制の強化</li> <li>・家庭教育学級における人権教育の充実</li> </ul> |
|                         |      |                          | 教職員  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育における遊びを通じた体験活動の推進</li> <li>・一人ひとりを大切にした指導・教育の充実</li> </ul>  |
|                         |      | 児童虐待防止への取り組み             | 子ども  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局による「子どもの人権SOSモニター」や「子ども人権110番」の活用</li> <li>・要保護児童（幼児）の早期発見および保護</li> </ul>   |
|                         |      |                          | 保護者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待への対応強化</li> <li>・児童虐待防止啓発の充実</li> </ul>   |
| 教職員                     |      |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待防止啓発の充実</li> <li>・児童虐待の早期発見・早期対応</li> <li>・保護者に対する相談体制の充実</li> </ul>   |   |



| 区分   | 項目                 | 具体的事業  |
|------|--------------------|--|
| 子ども  | 家庭や地域社会での青少年健全育成   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり事業における幅広い世代の住民参加促進</li> <li>・青少年健全育成市民会議の活動推進</li> <li>・地域での見守り活動の推進</li> </ul>   |
|      | 子育てにやさしいまちづくりの推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインのまちづくり</li> <li>・「赤ちゃんの駅」の設置促進</li> <li>・安全な子どもの遊び場の確保</li> <li>・未成年者への支援</li> </ul>                                 |
| 高齢者  | 白立・生きがいづくりへの支援     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー人材センター事業の充実</li> <li>・生きがい活動の機会の充実</li> </ul>  |
|      | 年齢にとらわれず活躍できる社会の構築 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動への高齢者の参加促進</li> </ul>  |
|      | 福祉・介護サービスの充実       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅福祉サービスの充実</li> <li>・住民相互で支えあふ地域体制の充実</li> </ul>  |
|      | 相談体制の充実            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切なサービス提供に向けた相談事業の充実</li> </ul>  |
|      | 安心して暮らせる生活環境の整備    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいの保障</li> <li>・家庭における防火対策の促進</li> <li>・判断能力が不十分な人への支援</li> <li>・緊急時の対応強化</li> <li>・高齢者を狙った犯罪や消費生活に関するトラブルにおける対策強化</li> </ul> |
|      | 高齢者にやさしいまちづくりの推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインのまちづくり</li> </ul>  |
| 障がい者 | 理解と交流の促進           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある子どもとの交流教育の推進</li> <li>・特別支援教育の充実</li> <li>・教育のユニバーサルデザイン化に向けた取り組み</li> <li>・交流事業の充実</li> </ul>                           |
|      | 地域生活への支援の充実        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力が不十分な人への支援</li> <li>・相談窓口の充実</li> <li>・地域生活支援の充実</li> <li>・訪問サービスの充実</li> <li>・住宅環境の改善（助成制度）の促進</li> </ul>                 |
|      | 雇用・就労の支援と社会参加の促進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークなど、労働関係機関との連携や相談機能の充実</li> <li>・福祉的就労の場の確保</li> <li>・障がい者の積極的な雇用</li> <li>・障がい者の社会参加への支援</li> </ul>                      |
|      | 障がい者にやさしいまちづくりの推進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインのまちづくり</li> </ul>  |
|      | 障がい者の家族への支援        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の家族への支援の充実</li> </ul>  |



|                         | 区分       | 項目                | 具体的事業  |
|-------------------------|----------|-------------------|--|
| 市民一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して | 同和問題     | 同和問題の正しい理解と対応     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の実践的態度の育成</li> <li>・「ひびきあいの日」の取り組みの充実</li> <li>・教職員研修の充実・指導力の向上</li> </ul>  |
|                         |          | 雇用の安定向上           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の能力に関係のない就職差別をしないための企業などへの啓発</li> </ul>  |
|                         |          | 啓発の推進             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同和問題に関する正しい知識の普及</li> </ul>  |
|                         |          | 「スリ同和行為」の排除       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・正しい知識の普及と学習機会の充実</li> </ul>  |
|                         | 外国人      | 国際理解・交流の推進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流事業、他文化交流事業の実施</li> </ul>   |
|                         |          | 外国人児童生徒への教育体制の充実  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人児童生徒に対する理解と支援</li> </ul>  |
|                         |          | 外国人への生活支援の充実      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・千続きなどにおける多言語による表記の推進</li> <li>・ホームページなどにおける多言語による表記の推進</li> </ul>  |
|                         | その他の人権課題 | ホームレスなどに対する人権課題   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームレスなどの実情把握</li> <li>・ホームレスなどに対する生活支援・救済</li> </ul>   |
|                         |          | アイヌの人々に対する人権課題    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌの人々への理解の促進</li> </ul>   |
|                         |          | 保健・医療リソースに関する人権課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・HIVやハンセン病に対する正しい知識の普及</li> <li>・保健リソースなどの充実</li> <li>・保健サービスにおける人権確保</li> <li>・性同一性障害・性的マイノリティの児童生徒に対する網やかな対応の実施</li> </ul>                              |
|                         |          | 情報に関する人権侵害        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・メディア、インターネットなどによる人権侵害の防止</li> <li>・子どもに対する情報教育の推進</li> <li>・虚偽な情報への対処</li> <li>・情報リテラシー教育の推進</li> <li>・情報リテラシーの啓発・推進</li> <li>・個人情報保護に向けた取り組み</li> </ul> |
|                         |          | 犯罪に関する人権課題        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者などの人権の配慮</li> <li>・犯罪被害者などに対する生活支援</li> <li>・北朝鮮による拉致被害者・人身取引被害者の実情把握</li> <li>・刑を終えて出所した人への人権の配慮</li> <li>・刑を終えて出所した人に対する生活支援</li> </ul>           |



## 第3章 人権教育及び啓発等に関する具体的な施策と内容

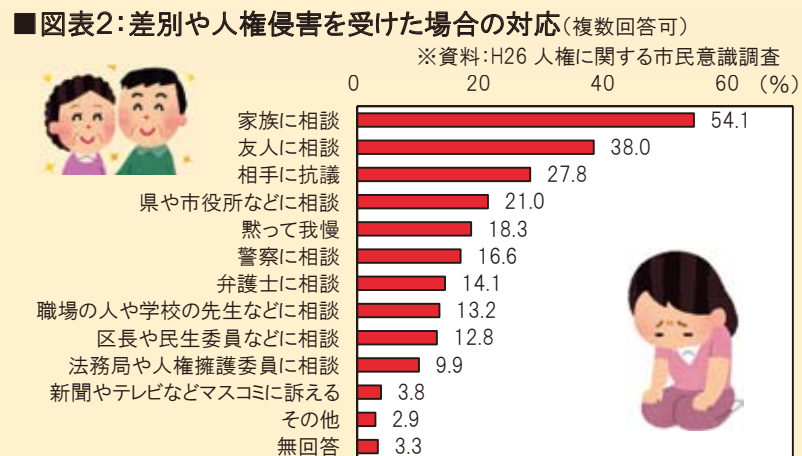
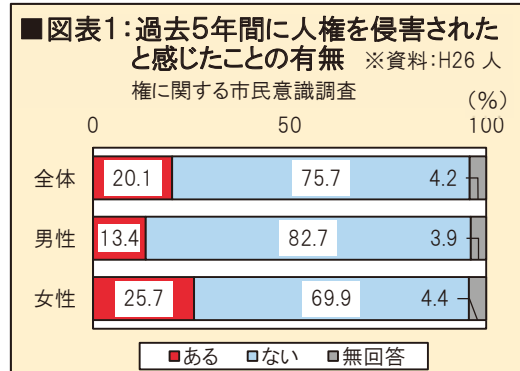
### 1 共通項目

#### ■現状と課題・今後の方向性

本市では、平成 23 (2011) 年に「市民一人ひとりが人権に関して正しく理解し、互いに尊重しあう意識が根付いた地域社会を構築し、さらには、市民一人ひとりが差別なく地域で伸びやかな生活ができること」の実現のため、人権施策に対する基本理念や方向性を定めた「瑞浪市人権施策推進指針」を策定し、同時に指針を具現化するための具体的な施策を「瑞浪市人権施策推進行動計画（前期）」にまとめ、全庁的な取り組みを進めてきました。また、人権に関わりの深い団体の代表などで構成される「瑞浪市人権施策推進ネットワーク会議」を立ち上げ、人権課題に関する事例交流などを行い、事業の充実に努めているほか、人権啓発を担当する国の機関である法務局・地方法務局の人権擁護部門や法務大臣が委嘱する人権擁護委員（8名）などと連携し、人権書道展などの啓発事業や「人権こまりごと相談」などを実施しています。

しかし、平成 26 (2014) 年に実施した「人権に関する市民意識調査」において、「過去 5 年間に人権を侵害されたと感じたことの有無」を尋ねたところ、20.1%（平成 23 年調査時 16.8%）の市民が「ある」と回答しており、男女別では、男性が 13.4%であるのに対して、女性は 25.7%と、男性を 12.3%上回りました。（図表 1）

また、「差別や人権侵害を受けた場合の対応」を問う設問では、「家族に相談する（54.1%）」人が過半数を超え、「友人に相談する（38.0%）」がそれに続きました。「県や市役所などに相談する」を選択した人は 21.0%あり、行政機関が行う相談事業の重要性が再確認されました。今後、少子高齢化や核家族化の進展により、家族形態の変

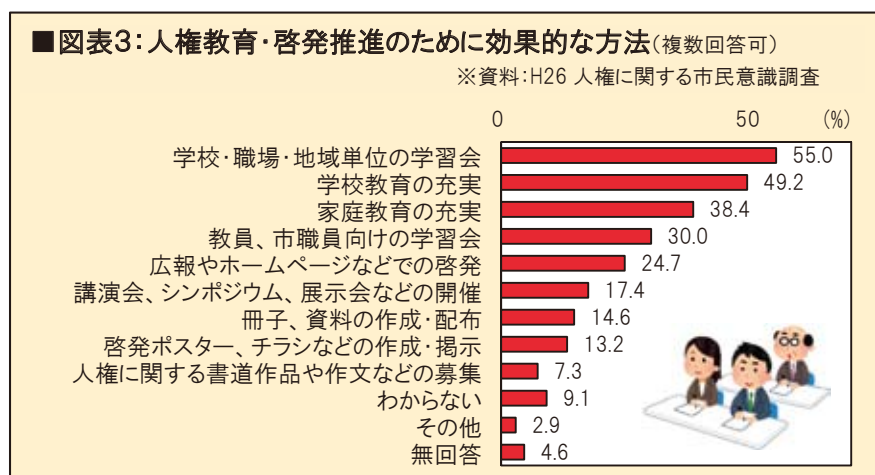


化や人間関係の希薄化、地域力の低下などが予想されることから、行政機関や専門機関による相談・支援体制の充実とその周知、また地域ぐるみの見守り体制や専門機関などとの連携強化がますます重要となります。(図表2)

市では、市民相談室や部署ごとの窓口で相談に応じているほか、より専門的な相談先として、弁護士による法律相談や消費生活専門相談員による消費生活相談の開催や、人権擁護委員、行政相談委員、東濃保健所、司法書士会、東濃成年後見センターなど、国・県・専門機関などが実施する相談事業と連携することにより、市民が心配事や悩み事を解決するための支援に努めています。しかし、意識調査では「黙って我慢する」を選択した市民も18.3%あることから、今後も相談事業の周知と充実に努め、悩みや不安を一人で抱え込む市民を減らすための取り組みを続けることが大切です。

人権に関する問題は、知識不足による偏見・思い込み、慣習・しきたりなどから生じていることも多く、その解消のためには正しい知識を身に付け、理解を深めることが大変重要です。そのための手立てとして、多くの市民が「学校・職場・地域

単位での学習会」、「学校・家庭教育の充実」、「教職員・市職員向けの学習会」などが効果的だと考えていることを踏まえ、市は今後も関連機関と協力して、人権教育・啓発を推進



し、市民が人権について正しい認識を持ち、それを日常の態度や行動などに根付かせることで、人権侵害のない社会の実現を目指します。(図表3)

### ■今後の取り組み

**✪ わたしたち（市民）が取り組むこと**

- 人権啓発講演会や研修会などに積極的に参加します。
- 差別や人権侵害の未然防止に努めます。
- 一人で悩まず、早めに相談します。





## 行政（市）が取り組むこと

- 人権教育・啓発による「予防」に努めます。
- 「よく生き合う力<sup>※1</sup>」を育む人権教育・啓発を推進します。
- 人権問題への対応の充実を図ります。
- 人権教育・啓発の効果的な指導・助言ができるリーダーを養成します。



### ※1：「よく生き合う力」とは？

「人権感覚を大切にしてお互いに生きていく力」を表現した本計画における造語。「生き合う」とは、相手とまっすぐに向き合い、お互い支え励まし合って生きていくことを形容しています。

| 項目                       | 具体的事業                     | 事業内容  |
|--------------------------|---------------------------|---|
| 予防啓発活動                   | 広報などによる予防啓発活動の推進          | 広報や市ホームページ、パンフレットなどを活用し、市民に対して積極的に人権啓発活動を行い、差別や人権侵害の予防に努めます。                              |
|                          | 市民向けの啓発イベントの実施            | 人権に関する正しい知識と日常生活の中で生かせるような人権感覚を身に付けることができるよう、人権啓発講演会や研修会、人権書道展など、人権に関する各種イベントを実施します。      |
| 「よく生き合う力」を育む人権教育・啓発活動の推進 | 地域・職場における人権学習の推進          | それぞれの地域や職場の主体性を尊重しながら、差別や人権侵害事案に対する不断・普段の検証に努めるとともに、人権学習を推進し、人権意識の高揚によるこころ豊かなまちづくりを目指します。 |
|                          | 人権教育・啓発推進体制の充実            | 「瑞浪市人権施策推進指針」に基づき、全庁的な取り組みを進めるとともに、国、県、関係団体などの連携を強化します。                                   |
|                          | 職員研修体制の充実                 | 人権に関する理解と認識を深め、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行できる職員を育成するため、職員向けの研修を行います。                               |
| 市民相談体制の充実                | 各種相談窓口の充実と関係機関、関係団体との連携強化 | 各種相談窓口において、人権侵害や差別事象等の早期発見に努めるとともに、国・県などの関係機関や人権関連団体と密接に連携し、迅速な解決を目指します。                  |
| 人権啓発リーダーの養成              | 人権啓発リーダーの養成               | 人権啓発に関して、適切な指導・助言を行うために必要な知識や技術を習得するための研修の機会を充実させます。                                      |

## 2 分野別の施策展開

### (1) 女性

#### ■現状と課題・今後の方向性

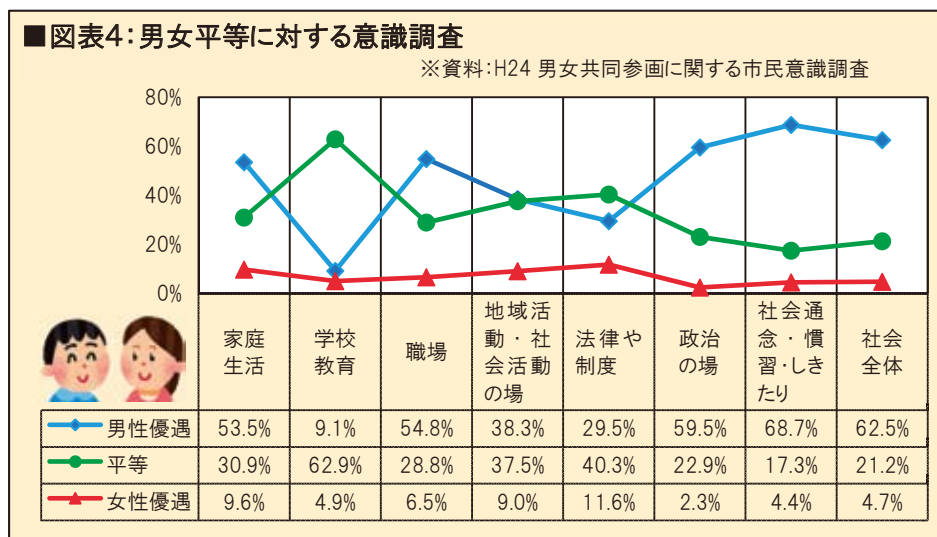
男女平等の理念は、憲法に明記されており、昭和 60 (1985) 年には、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的に、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)」を批准しました。また、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)」などにおいて、男女平等の原則が確立されています。

平成 11 (1999) 年 6 月には「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成 12 (2000) 年 12 月には、同法に基づき男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である「男女共同参画基本計画」が策定され、現在は、第 4 次計画に基づく取り組みを進めています。また、平成 27 (2015) 年 8 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)」が成立し、国や地方自治体、一定規模以上の民間事業主に対して、女性の採用・登用・能力開発などのための事業主行動計画の策定が義務付けられました。

特に近年では、少子高齢化や人口減少社会の到来などを背景に、持続可能で活力ある社会を構築するためには、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることが不可欠であるという認識のもと、女性の活躍推進に向けた機運が、国や地方自治体だけでなく、経済界などにも拡大しています。

本市では「男女がともに個性が尊重されて多様な生き方ができ、また、あらゆる分野に平等に参画することにより、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会の実現」を目指し、平成 16 (2004) 年 3 月に「みずなみ男女共同参画プラン (第 1 次)」を策定し、現在は「第 2 次プラン (計画期間：平成 26 年度～平成 35 年度)」に基づき、全庁的な取り組みを進めています。

しかし、平成 24 年度に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、「社会全体」を

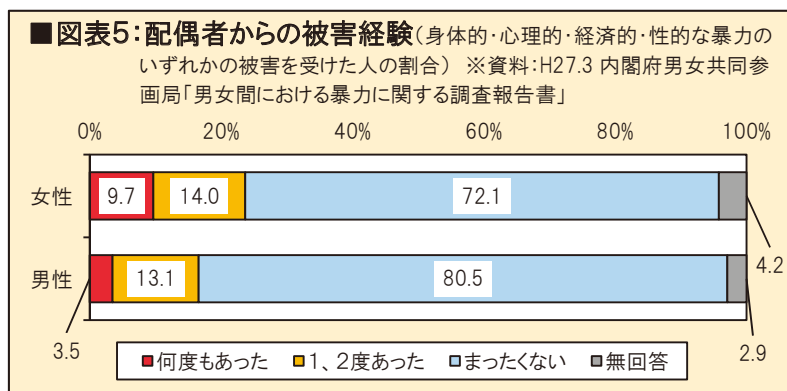


含む8つの分野のうち、「学校教育の場」と「法律や制度」を除く6つの分野において、「男性が優遇されている」と感じている市民が「男女平等」と感じている市民より多く、特に「社会通念・慣習・しきたり」、「社会全体」、「政治の場」、「職場」、「家庭生活」については、過半数を超えており、実質的な男女平等の実現には至っていません。(図表4)

また、平成26年度に実施した「人権に関する市民意識調査」では、「女性の人権について特に問題だと思うこと(3つまで選択可)」として、「家事や育児、介護などを男女が共に担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと(47.2%)」を選択する人が最も多く、次いで「『男は仕事、女は家庭』など、性別による固定的な役割分担意識があること(30.7%)」の割合が高いことから、男女の不平等感を解消し、男女共同参画を促進するためには、実質的なサービスや支援の充実と、教育や啓発による意識改革を同時に進めていくことが効果的だと考えられます。

市では、就学前教育・保育サービスや病児病後児保育<sup>※1</sup>、ファミリー・サポート・センター事業<sup>※2</sup>などの子育て家庭に対する支援や、介護給付などのサービスの向上や高齢者に対する生活支援サービスの整備など、高齢者や介護を担う人に対する支援の充実に努めるとともに、地区選出委員を中心に構成される男女共同参画社会推進委員会との協働による市民向けの講演会や学習会などの開催や、市が委嘱する審議会等への女性の参画拡大のための働きかけなど、性別による役割分担意識の解消やあらゆる分野における女性の活躍促進に向けた仕組みづくりを行います。

近年、大きな社会問題となっている女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント(相手を不快にさせる性的な言動)、ストーカー行為(つきまといなどを繰り返し行うこと)は、犯罪ともなりうる重大な人権侵害です。



平成26(2014)年12月に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」では、女性の4人に1人が「配偶者から被害を受けたことがある」、また5人に1人が「交際相手から被害を受けたことがある」と回答しています。さらに「被害を受けたことがある」と回答した家庭の約3割では、子どもへの被害も見られたという結果が出ており、次世代を担う子どもたちの人権を守るためにも、男女間の暴力の根絶は喫緊の課題です。(図表5)

我が国では、女性に対する暴力根絶に向けた取り組みとして、平成13(2001)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」

が施行されました。平成 25 (2013) 年には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者に対する準用を内容とする改正が行われ、平成 26 (2014) 年 1 月に施行されました。

平成 24 (2012) 年に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、女性の 12.4% (男性 2.9%) が「配偶者、恋人などに身体的な暴力を振るわれたことがある」と回答していますが、社会福祉課が対応したドメスティック・バイオレンス (DV) ※<sup>3</sup>に関する相談件数は、年間 15 件以下であることから、被害にあいながらも、だれにも相談できずに苦しんでいる人がいることが推察されます。被害が深刻になる前に、被害者が身近な場所で安心して相談でき、適切な助言や必要な情報を得られる体制の整備と相談窓口の周知を強化する必要があります。(図表6)

市は、これまでも女性に対する暴力の根絶と相談窓口の周知のため、広報などを活用した啓発や、県女性相談センターなどの関係機関と連携して、女性に対する相談や夜間・休日の緊急一時保護※<sup>4</sup>を実施するなど、被害者の救済と支援を積極的に行ってきました。

しかし、被害者の状況は、多様化・複雑化しており、行政による支援や関わりは長期化する傾向にあります。

今後は、新たな被害者・加害者を生み出さないための若年層に向けた啓発や、家庭児童相談員など担当者の専門性の向上を図るとともに、外国人などにも対応した一時保護委託先の確保に向けた働きかけを行います。

**■ 図表6: DV相談および一時保護件数**  
※資料: 社会福祉課

| 年度 | DV相談 | 一時保護 |
|----|------|------|
| 22 | 11   | 0    |
| 23 | 15   | 1    |
| 24 | 14   | 2    |
| 25 | 8    | 1    |
| 26 | 8    | 2    |

※1件数=1案件。同一の案件で複数回相談があったものも1件とする。



**※ 1 : 「病児病後児保育」とは ?**

病気中や病気回復期の児童で、保護者が就労などの理由で保育できない場合に保育施設で児童を預かる事業のこと。

**※ 2 : 「ファミリー・サポート・センター事業」とは ?**

子育てを地域で支え合う仕組みとして、子育ての手助けを受けたい人と行いたい人が会員となり、支え合う会員組織。

**※ 3 : 「ドメスティック・バイオレンス (DV) 」とは ?**

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力。暴力には身体的暴力 (殴る、蹴る、物を投げつけるなど) のほかに精神的暴力 (暴言、交友関係の規制など) や性的暴力 (性行為の強制など) 、経済的暴力 (生活費を負担しない、就労させないなど) を含みます。配偶者暴力防止法においては、被害者を女性に限定していませんが、多くの場合、被害者は女性です。

**※ 4 : 「一時保護」とは ?**

配偶者からの暴力などで緊急避難が必要にもかかわらず身を寄せる場所がない女性と子どもを施設で短期間保護すること。

## ■今後の取り組み

### ✿ わたしたち（市民）が取り組むこと

- 男女を問わず、地域の行事に積極的に参画します。
- 男女がお互いを尊重し、感謝やいたわりの言葉をかけます。
- 一人で悩まず、早めに相談します。
- DVなどの被害にあっている（可能性のある）人に気付いたら、声をかけます。

### ✿ 行政（市）が取り組むこと

- あらゆる機会を通じて啓発活動に努め、男女の人権を尊重する市民意識の向上を図ります。
- 市が委嘱する審議会等や地域活動、まちづくり活動などにおける女性の積極的な参画を促し、能力を十分に発揮できるよう支援します。
- 配偶者・パートナーに対するあらゆる暴力の根絶のため、教育・啓発活動のほか、暴力被害の救済支援・相談体制の充実を図ります。
- 男女がともに働きやすい環境づくりのため、男女間の処遇格差の解消や就労環境の整備（両立支援、セクシュアル・ハラスメントの防止など）に関する啓発を推進します。



| 項目                         | 具体的事業            | 行動計画（後期）における事業内容                         | 区分 | 事業期間 | 主管課   |
|----------------------------|------------------|--|----|------|-------|
| 男女の人権を尊重する意識の向上            | 習慣・慣習の見直しの啓発     | ・男女ともに受講できる講演会などを実施します。                  | 継続 | 通期   | 生活安全課 |
|                            |                  | ・定期的に市民意識調査を行います。                        |    |      |       |
|                            |                  | ※関連事業：公民館事業（社会教育課）                       |    |      |       |
|                            | 広報などを活用した情報発信の充実 | ・広報などを活用し、「男女共同参画週間」（6/23-6/29）の周知に努めます。 | 継続 | 通期   | 生活安全課 |
|                            |                  | ・広報や市ホームページなどを活用し、講演会などに関する情報発信に努めます。    |    |      |       |
|                            | 男女平等を基本とする教育の充実  | ・男女平等、男女共同参画の見方や考え方を形成する教育を充実させます。       | 継続 | 通期   | 学校教育課 |
| ・男女平等の考え方に基づく教育環境の整備を進めます。 |                  |  |    |      |       |

| 項目                     | 具体的事業                  | 行動計画（後期）における事業内容  | 区分 | 事業期間 | 主管課   |
|------------------------|------------------------|---|----|------|-------|
| 男女共同参画による<br>地域活動の推進   | 意思決定の場での女性参画の推進        | ・男女平等意識の定着を図るため、市民を対象とした学習会、講演会などを開催します。  | 継続 | 通期   | 生活安全課 |
|                        |                        | ・市が委嘱する審議会などの委員における男女の比率の平準化に努めます。  |    |      |       |
|                        | リーダーシップを発揮できる女性の育成     | ・市 PTA 連合会母親委員会事務局として、母親委員会の活性化に向けた支援活動ならびに女性リーダーの育成を目指します。                         | 継続 | 通期   | 社会教育課 |
| 配偶者・パートナーに対するあらゆる暴力の防止 | DVの防止啓発活動の充実           | ・広報や市ホームページの活用、地域の団体や学校などへのパンフレットの配布などにより、情報発信や啓発に努めます。                             | 継続 | 通期   | 社会福祉課 |
|                        |                        | ・広報や市ホームページなどでの情報発信や学習会の開催などを行い、啓発に努めます。  | 継続 | 通期   | 生活安全課 |
|                        | 女性の暴力被害に対する救済支援の充実     | ・市営住宅の入居募集期間に優先入居を行い、生活基盤の支援を充実させます。  | 継続 | 通期   | 都市計画課 |
|                        |                        | ・警察と連携し、本人の申し出により、住民票などの発行を禁止する措置を取ります。<br>・情報を共有する全ての課に対して、情報漏えいすることがないように注意喚起します。 | 継続 | 通期   | 市民課   |
|                        | 相談体制の充実                | ・家庭児童相談員による相談業務を行います。   | 継続 | 通期   | 社会福祉課 |
|                        |                        | ・相談員の知識や対応力を高め、相談体制の充実に努めます。  |    |      |       |
| 働きやすい環境づくりの推進（続く）      | 男女の処遇格差の解消             | ・賃金および採用・配置・昇進などの格差解消に向け、関係機関と連携してチラシ・パンフレットを事業者配布し、啓発活動を行います。                      | 継続 | 通期   | 商工課   |
|                        | 就労環境の整備                | ・就労環境整備の推進のため、関係機関と連携してチラシ・パンフレットを事業者配布し、啓発活動を行います。                                 | 継続 | 通期   | 商工課   |
|                        | 女性の社会進出を認め、促進するための意識啓発 | ・関係機関と連携してチラシ・パンフレットを事業者配布し、啓発活動を行います。  | 継続 | 通期   | 商工課   |



| 項目                | 具体的事業            | 行動計画（後期）における事業内容                                       | 区分 | 事業期間 | 主管課          |
|-------------------|------------------|--|----|------|--------------|
| （続き）働きやすい環境づくりの推進 | セクシュアル・ハラスメントの防止 | ・関係機関と連携してチラシ・パンフレットを事業者に配布し、啓発活動を行います。                | 継続 | 通期   | 商工課          |
|                   |                  | ・職場や学校におけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止のため、市職員、教職員に研修を実施します。      | 新規 | 通期   | 秘書課<br>学校教育課 |
|                   |                  | ・被害の相談があった場合は、適切に対応します。                                |    |      |              |
|                   | 子育て環境の充実         | ・保護者のニーズに対応した保育を実施していきます。                              | 継続 | 通期   | 社会福祉課        |
|                   |                  | ・様々な立場の男女が、仕事と家庭・地域活動への参加を自らの望むバランスで両立できるように啓発活動を行います。 | 継続 | 通期   | 生活安全課        |



## (2) 子ども

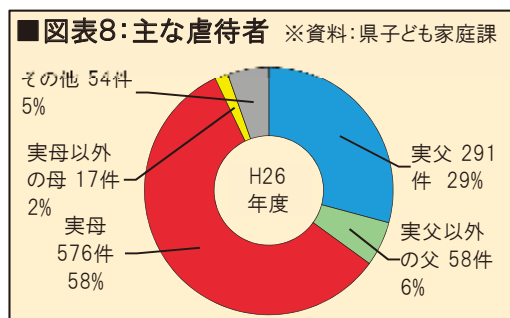
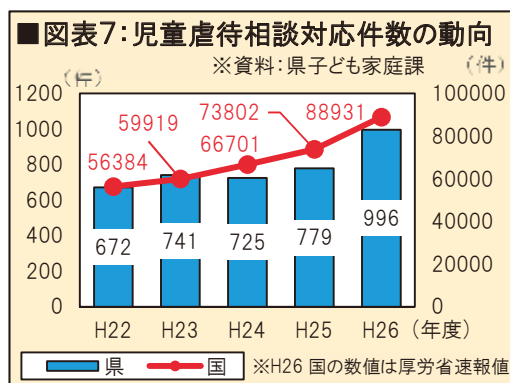
### ■現状と課題・今後の方向性

平成 27 (2015) 年 4 月 1 日現在の本市の年少人口 (0~14 歳) は、4,817 人で、平成 18 (2006) 年の 5,929 人から 1,112 人減少し、総人口に占める割合も 14.2% から 12.3% に減っています。(出典：企画政策課)

現在の急速な少子高齢化の進行は、人口構造をアンバランスにし、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来の社会、経済に深刻な影響を与えるものと懸念されています。また、核家族化や就労環境の変化、地域のつながりの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、国は子育てを社会全体で支援する新しい仕組みを構築するため、平成 24 (2012) 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、平成 27 年 4 月からは「子ども・子育て支援新制度」が実施されました。子ども・子育て支援新制度では、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すこととなり、本市でも平成 27 年 3 月に「子ども・子育て支援事業計画」を定め、障がい、疾病、虐待、貧困など、支援の必要性が高い子どもや家族を含む全ての子どもと保護者に対して、妊娠・出産期から学童期に至るまで切れ目なく必要な支援を行うこととしています。

「子どもの人権」は、本市において、様々な人権課題の中で最も市民の関心が高い項目 (平成 26 年度「人権に関する市民意識調査」/P47、図表 20 参照) で、中でもいじめや児童虐待<sup>※1</sup>については、過半数の人が「特に問題である」と回答しています。また「子どもの人権を守るために必要なこと (3 つまで選択可)」を問う設問では「家庭でのしつけや教育力の向上」、「学校におけるいじめ防止対策の強化」、「人権教育充実のための教員の資質向上」、「虐待や育児放棄の防止」などが上位を占めました。

「平成 26 年度岐阜県における児童虐待相談の状況について」(県子ども家庭課県政記者クラブ配布資料) によると、平成 26 年度に県内 5 ヶ所の県子ども相談センター (児童相談所) が対応した「児童虐待の相談対応件数」は過去最多の 996 件 (対





前年度比 27.9%増)で、虐待の種別としては、「心理的虐待」が 417 件 (全体の 41.9%) で最も多く、次いで「身体的虐待」が 298 件 (同 29.9%)、「保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)」が 258 件 (同 25.9%) と続きます。虐待を受けた子どもの年齢区分は、「小学生」が 374 件 (全体の 37.5%) と最も多く、次いで「3歳～学齢前児童」が 212 件 (同 21.3%)、「中学生」が 168 件 (同 16.9%) となっています。主な虐待者は「実母」が 576 件 (全体の 57.9%) と最も多く、次いで「実父」が 291 件 (同 29.2%) となっています。(図表7・8)

児童虐待の相談対応件数は、全国的にも増加を続けており、虐待の発生予防から早期発見、早期対応、再発防止、子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が大変重要です。

本市が、平成 26 年度中に受け付けた児童に関する相談件数は 62 件あり、「育成」(33 件)と虐待に関する相談(20 件)がそのほとんどを占めます。(図表9)

養育が困難な家庭や育児不安を抱える家庭への早期支援や継続支援は、虐待予防の観点からも重要であるため、本市では、これまでも乳児家庭全戸訪問やDV・児童虐待などに対応する家庭児童相談員の増員(平成 23 年度)、子ども発達支援センター<sup>※2</sup>「ぽけっと」の設置(平成 25 年度)などを行ってきました。

今後も子育て中の保護者や子どもが孤立することがないように、育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問などによる育児指導や援助、相談体制の充実を図ります。また、関係機関と連携し、子どもの権利擁護、虐待に関する親への指導、家族関係の修復支援などを効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図るなど、子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境の整備に努めます。

また、いじめに関する取り組みについては、学校における人権教育・道徳教育の充実やスクールカウンセラー<sup>※3</sup>、スクール相談員の積極的な活用による相談体制の充実などに努めてきましたが、携帯電話やインターネットが普及したことにより、問題が外から見えにくく、保護者や学校が気付かないまま、複雑化するケースもあります。

いじめは、取り返しのつかない重大な人権侵害です。全ての子どもが最大限に尊重され、学校で生き生きと学ぶ機会が

■図表9:児童相談の件数

※資料:社会福祉課

| 内 訳               |     | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 養 護               | 虐 待 | 30  | 13  | 31  | 28  | 20  |
|                   | その他 | 8   | 11  | 10  | 12  | 5   |
| 保 健 <sup>※1</sup> |     | 1   | 1   | 1   | 1   | 0   |
| 障 害               |     | 3   | 3   | 4   | 1   | 2   |
| 非 行               |     | 4   | 0   | 4   | 1   | 0   |
| 育 成 <sup>※2</sup> |     | 16  | 14  | 16  | 17  | 33  |
| そ の 他             |     | 10  | 4   | 1   | 2   | 2   |
| 合 計               |     | 72  | 46  | 67  | 62  | 62  |



※1:未熟児・虚弱児、その他疾患等を有する子どもに関する相談

※2:性格行動、不登校、進学・職業適性、学業不振、育児・しつけなど



保障されるよう、学校は、引き続きいじめを生み出さない学校・学級風土づくりや情報モラル教育の充実、「心のアンケート<sup>※4</sup>」による実態把握、相談体制の強化など、多面的・複層的な取り組みを行うことで、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に努めます。

また、いじめが要因となることもある不登校に関する対策は、本市が早急に取り組まなければならない課題の一つです。

平成 26 年度の本市における不登校者<sup>※5</sup>数（児童生徒千人あたり）は、小学校の全国平均が 3.9 人であるのに対し、本市では 4.7 人と全国平均を 0.8 人上回り、中学校については、全国平均が 27.6 人、県平均が 31.3 人であるのに対し、本市では 37.4 人と、県平均を 6.1 人、全国平均を 9.8 人も上回ります。不登校者数の推移については、小学校では平成 25 年度にいったん出現率が全国平均を下回ったものの、それ以外の年度では全国平均を上回っており、中学校については、平成 25 年度にいったん前年度を下回ったものの、全国平均、県平均を大幅に上回る傾向が続いています。（図表 10・11）

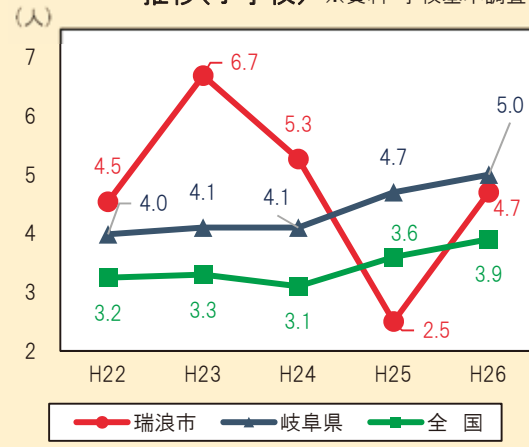
また、全国的な傾向と同様に、本市でも中学生になると不登校生徒数が小学校時代と比較して激増（平成 26 年度は約 8 倍）することから、不登校の未然防止には、小中学校が連携し、一貫性を持った継続的な取り組みを行うことなどの手立てが必要です。

しかし、不登校の要因や背景は、友達・教員との関係や学業・進路などの学校生活上のもののみならず、親子関係や虐待などの家庭環境、成育歴などの個人的課題など、様々な要因が複雑に絡み合っており、不登校の要因を正しく把握し、適切に対処することは容易ではありません。保護者、学校、専門機関、地域など、不登校の支援・対応にあたる関係者が連携を強化し、「不登校にかかわり続ける環境づくり」を構築することが重要です。

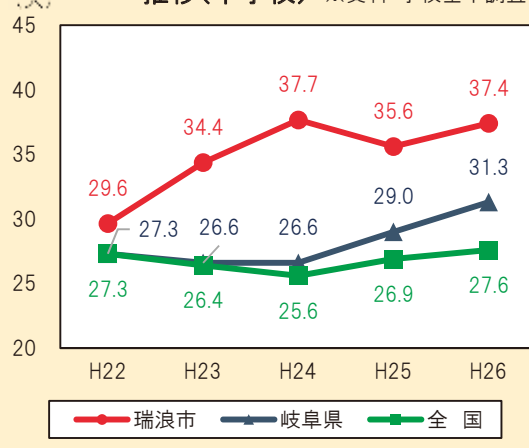


不登校児童生徒の学校復帰に向けた取り組みとして、学校は担任だけでなく、組織ぐるみで対応する体制を強化し、不登校児童生徒に対する定期的な電話連絡や家庭訪問などのきめ細や

■図表10:児童千人当たりの不登校者数の推移(小学校) ※資料:学校基本調査



■図表11:生徒千人当たりの不登校者数の推移(中学校) ※資料:学校基本調査



かな働きかけや、スクールカウンセラーやスクール相談員による児童生徒、保護者に対する相談・支援などを行います。また、「瑞浪市教育支援センター」では、不登校の児童生徒が一時的に通級する適応指導教室「こぶし教室」を開所し、孤立しがちな子どもと保護者に寄り添い、教科学習や社会性を養うための集団活動などを通し、学校復帰に向けたエネルギーを蓄えられるようサポートを行います。併設する「教育相談室」では、児童生徒、その他の学生、保護者からの相談を受け付け、解決の手助けを行います。

子どもには、大人と同様、一人の人間として最大限に尊重される権利があります。子どもたちが、愛情あふれる環境で健やかに生まれ、生き生きと学校で学び、社会の一員として成長できるよう、社会ぐるみで取り組む必要があります。



#### ※ 1 : 「児童虐待」とは？

親または親に代わる養育者によって子どもに加えられた行為で、子どもの心身を傷つけ、すこやかな成長・発達を損なう行為。身体的虐待・性的虐待・ネグレクト（養育の放棄又は怠慢）・心理的虐待の4つに分類されます。



#### ※ 2 : 「子ども発達支援センター」とは？

市内在住の0歳から18歳までの児童のことば、運動、社会性の発達に関する「発達相談」と子どもの発達段階や特徴に合った子育てができるよう「子育て相談」を行います。

#### ※ 3 : 「スクールカウンセラー」とは？

学校において、いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言をするなど心のケアを行う人のこと。主に、心理学の専門知識をもった臨床心理士などが就任します。児童生徒に対する相談のほか、保護者や教職員に対する相談、教職員などへの研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行います。

#### ※ 4 : 「心のアンケート」とは？

いじめや不登校の未然防止と迅速・適切な対応を行うために、小中学校が児童生徒を対象に実施するアンケート。多くの学校が、学期に2、3度実施しています。

#### ※ 5 : 「不登校者」とは？

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。（文部科学省定義より）

## ■今後の取り組み

### ✪ わたしたち（市民）が取り組むこと

- 親子のきずなを深めるよう心がけます。
- 子どもの行事に、積極的に参加・協力します。
- 地域の子どもたちに、あいさつなどの声かけを行い、見守ります。
- 地域の行事に、家族そろって参加します。
- 一人で悩まず、早めに相談します。



## ✪ 行政（市）が取り組むこと

- 子どもの人権が尊重されるよう教育・啓発活動を推進します。
- 児童虐待防止に向けた取り組みを強化します。
- いじめの未然防止と早期発見・早期解決への取り組みを強化します。
- 不登校の未然防止と不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を強化します。
- 支援を必要とする家庭や子どもへの相談・支援体制を充実します。
- 家庭や地域社会における青少年健全育成活動を推進します。
- 子育てにやさしいまちづくりを推進します。

| 項目                   | 具体的事業  | 行動計画（後期）における事業内容  | 区分 | 事業期間  | 主管課   |
|----------------------|--|---|----|-------|-------|
| 人権教育・子どもの健全育成の推進（続く） | 教育相談体制の充実  | ・適応指導教室の運営を充実させます。（学校訪問の回数の増加、学校や保護者との情報交換の活発化、地域・人と関わる機会の設定など）   | 継続 | 通期    | 学校教育課 |
|                      |  | ・教育相談の内容に応じ、学校と連絡を取り合い、協力して指導にあたるなど、継続的な事後指導を適切に行います。   |    |       |       |
|                      | 人権に関する教育の充実  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各校における「人権教育全体計画」、「道徳教育全体計画」の作成・活用・評価・改善を進めます。</li> <li>・諸活動を計画・運営する際に、「人権」の観点を位置づけ、実践・評価・改善を図ります。</li> <li>・資料や諸帳簿について、指導を行います。</li> <li>・人権教育について研修で学んだことを各園・学校で広め、「ひびきあいの日※1」の取り組みを充実させます。</li> </ul> | 継続 | 通期    | 学校教育課 |
| いじめの防止と子どもの権利擁護      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針を策定し、いじめ根絶に向けた取り組みを一層強化します。</li> <li>・児童生徒を対象に実施する「心のアンケート」や「いじめ110番ダイヤル※2」などを通して、いじめの未然防止、早期発見に努めます。</li> <li>・学校はいじめられた児童生徒の思いに寄り添い、迅速かつ的確に解消に向けて取り組みます。</li> </ul> | 新規  | 通期 | 学校教育課 |       |

| 項目                                     | 具体的事業               | 行動計画（後期）における事業内容   | 区分 | 事業期間 | 主管課                |
|--|---------------------|--|----|------|--------------------|
| (続き) 人権教育・子どもの健全育成の推進 (続く)<br>保護者 (続く) | 保育の充実               | ・実施していない特別保育の事業について、保護者ニーズを鑑みながら、実施を検討していきます。  | 継続 | 通期   | 社会福祉課              |
|  |                     | ・保護者が安心して子どもを預けることができる保育環境を整えるため、老朽化した施設の改修を進めます。  |    |      |                    |
|  | 講演会や講座の実施           | ・地域子育て支援センターにおいて、親子教室や子育てサロン※3など、子育てに関連した講習会を開催し、「親の育ち」、「子の育ち」を支援します。                                | 継続 | 通期   | 子育て支援センター<br>社会福祉課 |
|  |                     | ・子育て支援センターが地域に出向き、講習会などを開催し、親子の育ちの支援や地域の子育て家庭同士の交流促進に努めます。   |    |      |                    |
|  |                     | ・児童館において、幼児園の園長などを講師に講演会を開催し、親子の育ちの支援に努めます。  |    |      |                    |
|  |                     | ・「子どもが健やかに育つ権利」を守るために、子どもの成長段階に応じて、親子がともに健康について学ぶ機会を提供します。   | 継続 | 通期   | 健康づくり課             |
|  |                     | ・妊娠期にある父親と母親が、そろって親となる心構えや知識を学ぶ機会を提供するため、「明日の親学級（両親学級）」を企画、実施します。また、学習の記念に写真を撮影し、母子手帳に貼れるようプレゼントします。 | 継続 | 通期   | 社会教育課<br>(市民図書館)   |
|  |                     | ・ブックスタート事業※4や市民図書館での絵本の読み聞かせ、学習会などを実施することで、親子のふれあいを支援します。  |    |      |                    |
|  | 育児と仕事を両立しやすい職場環境の整備 | ・事業者に対して、保護者が子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりに関する啓発を行います。  | 継続 | 通期   | 商工課                |
|  |                     | ・子育てと仕事の両立支援に関する情報をポスターの掲示やパンフレット・チラシの常設、ホームページへの掲載により周知します。   |    |      |                    |



| 項目                         | 具体的事業                 | 行動計画（後期）における事業内容  | 区分 | 事業期間  | 主管課  |   |
|----------------------------|-----------------------|-------------------|----|-------|--|---|
| (続き) 人権教育・子どもの健全育成の推進 (続く) | (続き) 保護者              | 子育てに関する相談体制の強化    | 継続 | 通期    | 社会福祉課  |   |
|                            |                       |                   |    |       |  | ・子育て支援室、幼稚園、子育て支援センター、児童館で子育て全般に関する相談業務を行います。   |
|                            |                       |                   |    |       |  | ・県女性相談センターや子ども相談センターなどと連携し、適切な対応を行います。  |
|                            |                       |                   |    |       |  | ・相談業務の周知を図るとともに、職員の知識と対応力の向上に努めます。  |
|                            |                       |                   |    |       |  | ・発達障がい <sup>※5</sup> 児とその家族に対する早期支援を行うため、発達支援相談窓口にて、保護者からの相談対応や検査・関係機関の紹介、情報の提供などを行います。 |
|                            |                       |                   |    |       |  | ・子ども発達支援センターにおいて、療育支援、放課後デイサービスなどを行います。   |
|                            | (続き) 保護者              | 子育てに関する相談体制の強化    | 継続 | 通期    | 子育て支援センター<br>社会福祉課   |   |
|                            |                       |                   |    |       |  | ・臨床心理士による園・小中学校への巡回訪問相談の充実や関係機関との連携強化など、支援システムの定着化を図ります。                                |
|                            | (続き) 保護者              | 家庭教育学級における人権教育の充実 | 拡充 | 通期    | 社会教育課  |   |
|                            |                       |                   |    |       |  | ・子育て支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に集い、遊びながら子育ての楽しさや不安を分かち合う場を設けることで、子育て家庭の孤立を防ぎます。               |
| (続き) 保護者                   | 家庭教育学級における人権教育の充実     | 拡充                | 通期 | 社会教育課 |  |   |
|                            |                       |                   |    |       | ・子育てに関する情報を提供し、親子の育ちを支援します。                                  |   |
| (続き) 保護者                   | 家庭教育学級における人権教育の充実     | 拡充                | 通期 | 社会教育課 |  |   |
|                            |                       |                   |    |       | ・家庭教育学級の中で、保護者の人権感覚を高めるための取り組みを行います。<br>※ 関連事業：保護者会活動（社会福祉課） |   |
| 教職員 (続く)                   | 幼児教育における遊びを通じた体験活動の推進 | 拡充                | 通期 | 学校教育課 |  |   |
|                            |                       |                   |    |       | ・子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重した教育・保育を実施します。                        |   |
| 教職員 (続く)                   | 幼児教育における遊びを通じた体験活動の推進 | 拡充                | 通期 | 学校教育課 |  |   |
|                            |                       |                   |    |       | ・園内研修・教育保育研修のあり方を見直すなど、研修の充実を図ります。                           |   |



| 項目  | 具体的事業                   | 行動計画（後期）における事業内容  | 区分 | 事業期間 | 主管課   |
|---|-------------------------|---|----|------|-------|
| (続き) 人権教育・子どもの健全育成の推進(続く)<br>(続き) 教職員(続く) | 一人ひとりを大切にした指導・教育の充実(続く) | 教職員研修の充実<br>・児童生徒を取り巻く問題の多様化に対応できるよう、校長会・教頭会・教務主任会などで情報提供や研修を進めていきます。<br>・カウンセリング、福祉教育、情報モラルなどの研修のほか、夏季休業中の研修内容の充実を図ります。  | 継続 | 通期   | 学校教育課 |
|   |                         | いじめの防止と対応の充実<br>・いじめ発生の未然防止と早期発見・早期対応のための体制の強化を図ります。<br>・「いじめはどこにでもある」という認識の下、日頃から子どもたちの表情や様子を詳細に観察します。<br>・報告、連絡、相談を大切にして組織ぐるみで対応し、いじめられた児童生徒のケアを最優先に取り組みます。   | 新規 | 通期   | 学校教育課 |
|   |                         | 不登校の未然防止と対応の充実<br>・教育支援センターでの教育支援活動の充実に努めます。<br>・不登校の未然防止のために、児童生徒の日常の表情や様子、欠席日数や早退遅刻数などのあらゆるサインに留意し、常に児童生徒に寄り添って指導します。<br>・保護者、スクールカウンセラー、適応指導教室などと連携し、児童生徒についての情報収集や共通理解に努めます。                              | 新規 | 通期   | 学校教育課 |
|   |                         | 学校・地域社会・家庭・児童生徒の実態を踏まえた指導体制の確立<br>・共通理解・共通行動で子どもを育てていくために、学校・家庭・地域のネットワークづくりを進め、学校における児童生徒の姿を家庭や地域に発信するなど、情報を共有します。<br>・幼小中一貫教育推進委員会やキャリア教育推進委員会などの機会を活用し、連携の強化と指導の充実を図ります。<br>・ケースに応じて関係者で対応を協議し、指導の充実を図ります。 | 継続 | 通期   | 学校教育課 |



| 項目                       |   | 具体的事業                                     | 行動計画（後期）における事業内容  | 区分     | 事業期間 | 主管課   |
|--------------------------|---|---|---|--------|------|-------|
| (続き) 健全育成の推進<br>(続き) 教職員 | (続き) 一人ひとりを大切に<br>指導・教育の充実<br>スクールカウンセラーなど<br>関係者との連携強化   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての中学校に、スクールカウンセラーなどを配置し、児童生徒や保護者に寄り添い、支援する教育相談を推進します。</li> </ul>                               | 拡充     | 通期   | 学校教育課 |
|                          |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校については、校区の中学校との調整を図りながら、スクールカウンセラーなどの配置に向けた検討を行います。</li> </ul>                                |        |      |       |
|                          |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーを指導者として、教育相談に関する研修会を積極的に開催します。</li> </ul>   |        |      |       |
| 児童虐待防止への取り組み(続く)         | 子ども<br>要保護児童<br>(幼児)の早期発見および保護  | 法務局による「子どもの人権 SOS ミニレター」や「子ども人権 110 番」の活用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護委員が小中学校を訪問し、児童生徒に「子どもの人権 SOS ミニレター※6（便箋兼封筒）」を配布することで、教師や保護者に相談できない悩みごとへの対応に努めます。</li> </ul> | 継続     | 通期   | 生活安全課 |
|                          |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護委員が小中学校を訪問し、児童生徒に「子どもの人権 110 番」の周知と活用を呼びかけます。</li> </ul>                                    |        |      |       |
|                          |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭児童相談員による児童虐待相談を実施します。</li> </ul>  | 拡充     | 通期   | 社会福祉課 |
|                          |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育が困難な家庭に対し、家庭児童相談員などの専門職の訪問による相談や指導（養育支援訪問）などの支援を行い、虐待の予防に努めます。</li> </ul>                     |        |      |       |
|                          |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども相談センター、民生委員・児童委員などと連携し、要保護児童※7の早期発見と支援に努めます。</li> </ul>                                      |        |      |       |
|                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育ての不安や負担感の軽減のため、「こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問）」を実施し、心身の状況や養育環境を把握し、支援が必要な場合には、助言するとともに、適切なサービス提供につなげます。</li> </ul> | 継続  | 通期  | 社会福祉課  |      |       |
|                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイリスク家庭（若年妊婦、双子、低出生体重児・発達障がい児など）などへの訪問、各健診・教室などの事業で、産後うつ、虐待などの早期発見、必要な母子支援など、個々に合わせた支援・助言を行います。</li> </ul>    | 継続  | 通期  | 健康づくり課 |      |       |



| 項目  | 具体的事業   | 行動計画（後期）における事業内容 | 区分 | 事業期間  | 主管課   |   |
|---|---|------------------|----|-------|-------|---|
| (続き) 児童虐待防止への取り組み   | 保護者   | 児童虐待への対応強化       | 継続 | 通期    | 社会福祉課 |   |
|   |   |                  |    |       |       | ・家庭児童相談員による相談業務を行うとともに、相談員の知識や対応力を高め、相談体制の充実に努めます。<br>・子ども相談センター、民生委員・児童委員などと連携し、要保護児童の早期発見と支援に努めます。  |
|   | 保護者   | 児童虐待防止啓発の充実      | 継続 | 通期    | 社会福祉課 |   |
|   |   |                  |    |       |       | ・「児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）」を周知します。<br>・11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせ、子ども相談センターとともに街頭啓発活動を行うなど、年間を通じて啓発活動を行います。 |
|   | 教職員   | 児童虐待防止啓発の充実      | 継続 | 通期    | 学校教育課 |   |
|   |   | 児童虐待の早期発見・早期対応   | 新規 | 通期    | 学校教育課 |   |
|   |   |                  |    |       |       | ・学校は子どもの様子に注意を払い、虐待と思われる事実があるときは、躊躇なく子ども相談センターに通報します。   |
|   |   |                  |    |       |       | ・被害を受けた子どもの支援に努めます。   |
|   | ・青少年育成市民会議（社会教育課）、民生委員・児童委員（社会福祉課）と連携し、虐待の発見、解決に努めます。 |                  |    |       |       |   |
|   | 保護者に対する相談体制の充実  | 継続               | 通期 | 学校教育課 |       |   |
| ・保護者が気軽に学校に相談ができるような関係づくりと啓発に努めます。  |   |                  |    |       |       |   |
| ・虐待が懸念される事例については、学校での児童生徒の様子に細心の注意を払い、状況に応じて関係者とのケース会議を持つなど、迅速かつ適切に対処します。<br>・保護者と学校とのネットワークを強化し、迅速に情報が入手できるよう努めます。 |   |                  |    |       |       |   |



| 項目   | 具体的事業                            | 行動計画（後期）における事業内容   | 区分 | 事業期間 | 主管課   |
|--|----------------------------------|--|----|------|-------|
| 家庭や地域社会での青少年健全育成   | まちづくり事業における幅広い世代の住民参加促進          | ・「青少年育成」を「夢づくり地域交付金事業」の交付対象の一つとして位置づけ、地域の課題解決に結びつける取り組みを支援します。                                     | 継続 | 通期   | 市民協働課 |
|  | 青少年健全育成市民会議の活動促進                 | ・モデル地区、モデルグループを指定し、活動発表を行います。  | 継続 | 通期   | 社会教育課 |
|  |                                  | ・街頭啓発（昼間・夜間）を実施します。  |    |      |       |
|  |                                  | ・市民会議、四部会（家庭教育・地域活動・環境改善・広報部会）、町民会議を開催します。   |    |      |       |
|  | 地域での見守り活動の推進                     | ・他団体と連携し、多様化する課題に対する取り組み・活動を強化します。   | 継続 | 通期   | 社会教育課 |
|  |                                  | ・東濃西部少年センターから委嘱された指導員や青少年育成市民会議による夜間街頭指導巡回など、地域住民による青少年の非行防止・被害防止啓発を支援します。                         |    |      |       |
| ・防犯推進の会の「青色防犯パトロール事業 <sup>※8</sup> 」を支援することにより、地域住民による見守り活動を強化します。 |                                  |  |    |      |       |
| 子育てにやさしいまちづくりの推進（続く）   | ユニバーサルデザイン <sup>※10</sup> のまちづくり | ・交通安全協会や交通安全女性などが実施する交通安全街頭指導など、子どもを交通事故の被害から守るための活動を支援します。  | 継続 | 通期   | 生活安全課 |
|  |                                  | ・「絆メール <sup>※9</sup> 」を活用し、防犯情報を発信します。登録者が増えるようシステムの周知に努めます。                                       |    |      |       |
|  |                                  | ・市内・県内のバリアフリー情報や、授乳室、キッズコーナーなどの利用が可能な企業・店舗の情報などをまとめ、情報提供に努めます。                                     |    |      |       |
| 子育てにやさしいまちづくりの推進（続く）   | ユニバーサルデザイン <sup>※10</sup> のまちづくり | ・歩道・広場の段差解消、休憩施設の設置など、利用者のニーズを反映させた整備を行います。その後の管理においても、利用者のニーズを把握し、全ての人々が快適に過ごすことができるよう適切な改善に努めます。 | 継続 | 通期   | 都市計画課 |
|  |                                  | ・市内・県内のバリアフリー情報や、授乳室、キッズコーナーなどの利用が可能な企業・店舗の情報などをまとめ、情報提供に努めます。                                     | 継続 | 通期   | 社会福祉課 |

| 項目           | 具体的事業                               | 行動計画（後期）における事業内容  | 区分 | 事業期間  | 主管課   |
|--------------|-------------------------------------|---|----|-------|-------|
| (続き)子育て支援の推進 | 「赤ちゃんの駅※ <sup>11</sup> 」の設置促進       | ・外出時に気軽に立ち寄り、授乳できるスペースを公共施設に設けます。   | 継続 | 通期    | 社会福祉課 |
|              |                                     | ・民間施設にも「赤ちゃんの駅」の設置を働き掛けていくとともに、設置している施設の情報を提供していきます。  |    |       |       |
|              | 安全な子どもの遊び場の確保                       | ・市民公園の再整備及び街区公園の整備において、維持管理しやすく、かつ自然を生かした構造を採用し、快適な生活空間と災害時の避難地の確保をします。また、利用者にとって使いやすい施設にするよう引き続き改修を進めます。 | 継続 | 通期    | 都市計画課 |
|              |                                     | ・公園遊具の安全を確保するため、安全基準に基づく点検を実施し、適切な維持管理を行います。  |    |       |       |
|              |                                     | ・児童遊園地の遊具の保守点検を実施し、安全の確保に努めるとともに、安全基準に満たない遊具は早急に修繕します。  |    |       |       |
| 未成年者への支援     | ・各保育園・幼稚園の園庭を地域などに開放します。            | 継続  | 通期 | 社会福祉課 |       |
|              | ・子どもの権利を保護する必要がある場合は、未成年後見制度を紹介します。 | 継続  | 通期 | 社会福祉課 |       |



※ 1 : 「ひびきあいの日」とは？

県内の全公立幼・小・中・高等学校、特別支援学校が、人権週間（毎年 12 月 4 日～12 月 10 日）中に「ひびきあいの日」を設け、子どもたちの人権意識を高めるための取り組みを行う岐阜県独自の事業。

※ 2 : 「いじめ 110 番ダイヤル」とは？

子どもからのいじめや友達に関する悩み事に 24 時間対応する市独自の電話相談事業。教育支援センターと学校教育課職員が対応します。



※ 3 : 「子育てサロン」とは？

各子育て支援センターが提供している同年齢の子どもを持つ親子が集まって、子どもを遊ばせながら話や情報交換をする場。



※4：「ブックスタート事業」とは？

親子のふれあいの機会と読書の習慣をつくるため、4か月児健康診査にて絵本を配布する市の事業。

※5：「発達障がい」とは？

脳機能の発達に関係する生まれつきの障害で、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害などが含まれます。同じ人に、いくつかのタイプの発達障害があることも珍しくありません。



※6：「子どもの人権SOSミニレター」とは？

相談したいことを書いてポストに投函（切手不要）すると、最寄りの法務局・地方法務局に届き、人権擁護委員や法務局職員が、相談者が希望する連絡方法（手紙・電話）で返事し、悩みごとの相談に応じるもの。ミニレター（便箋兼封筒）は、全国の小中学校、特別支援学校の児童・生徒全員に配布されます。

※7：「要保護児童」とは？

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事情にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなどが含まれます。

※8：「青色防犯パトロール事業」とは？

青色回転灯を装着した自動車による自主防犯パトロール活動で、地域の安全・安心を確保するためにを行います。

※9：「絆メール」とは？

気象警報や災害などの緊急情報や防犯情報を、登録されたメールアドレスに電子メールで提供する市の情報システムの名称。

※10：「ユニバーサルデザイン」とは？

全ての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

※11：「赤ちゃんの駅」とは？

乳幼児を連れた人が、誰でも無料で授乳やおむつ替えなどができる施設（スペース）の愛称。



### (3) 高齢者

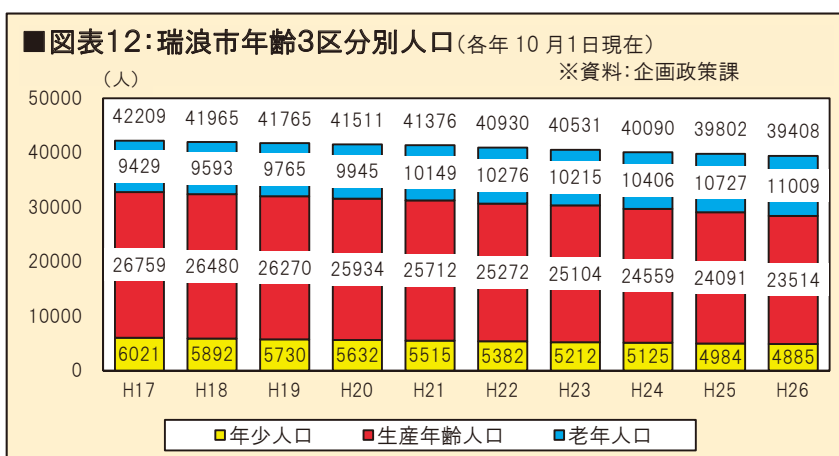
#### ■現状と課題・今後の方向性

平成 26 (2014) 年 10 月 1 日現在の我が国の総人口は、1 億 2,708 万 3 千人で、4 年連続で大きく減少しました。年齢 3 区分別にみると、年少人口 (0~14 歳) は 1,623 万 3 千人で、前年に比べ 15 万 7 千人の減少、生産年齢人口 (15~64 歳) は 7,785 万人で、前年に比べ 116 万人の減少となりました。一方、老年人口 (65 歳以上) は 3,300 万人で、前年に比べ 110 万 2 千人の増加となり、老年人口が初めて年少人口の 2 倍を超えました。なお、75 歳以上人口は 1,591 万 7 千人で、31 万 5 千人の増加となり、我が国の少子高齢化が見て取れます。



総人口に占める割合では、年少人口が 12.8%、生産年齢人口が 61.3%、老年人口が 26.0% (うち 75 歳以上人口は 12.5%) で、総人口に占める割合の推移では、年少人口が昭和 50 (1975) 年の 24.3%以降、一貫して低下を続け、平成 26 年は過去最低となりました。生産年齢人口は、昭和 57 (1982) 年の 67.5%以降、上昇していましたが、平成 4 (1992) 年の 69.8%をピークに低下を続けています。(出典：総務省統計局「人口推計」)

本市の総人口は、平成 26 年 10 月 1 日現在、39,408 人で、平成 14 (2002) 年の 42,488 人をピークに減少を続けています。年齢 3 区分別にみると、年少人口は 4,885 人、生産年齢人口は 23,514 人、老年人口は 11,009 人で、そのうち 75 歳以上の人口は 5,700 人です。年少人口と生産年齢人口が年々減少している一方で、老年人口は増加を続けており、平成 24 (2012) 年には老年人口が初めて年少人口の 2 倍を超えました。また、総人口に占める割合では、年少人口が 12.4%、生産年齢人口が 59.7%、老年人口が 27.9% (うち 75 歳以上人口は 14.4%) で、高齢化率が全国平均を上回っています。(図表 12)



今後、少子高齢化や人口の減少、核家族化の進展などにより、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加する一方で、介護の担い手の減少や地域力の低下が見込まれます。さらに認知症を有する高齢者も増加傾向にあり、平成 27 (2015) 年 1 月の厚生労働省発表資料では、我が国における認知症の人の数は、平成 24 (2012) 年で約 462 万人、65 歳以上高齢者の約 7 人に 1 人と推計されており、正常と認知

症との中間の状態である「軽度認知障害」と推計される約 400 万人と合わせると、65 歳以上の高齢者の約 4 人に 1 人が認知症またはその予備群とも言われています。この数字は、高齢化の進展に伴い、さらに増加することが見込まれており、団塊世代（昭和 22 年～昭和 24 年生まれ）が 75 歳以上となる平成 37（2025）年には、認知症の人は約 700 万人前後となり、65 歳以上の高齢者の約 5 人に 1 人に上昇すると言われています。

このような状況が、高齢者と介護者の社会的孤立、高齢者に対する虐待、高齢者を狙った振り込め詐欺など犯罪の増加につながる要因ともなるため、高齢者や介護者に対する身近な相談窓口や支援体制の整備・充実が急務です。

ただ、地域で孤立しがちな高齢者や、手助けが必要な高齢者・介護者が日々の生活を続けていくためには、公的サービスだけでは支えきれない部分も多く、まずは身近な地域が力をあわせて、高齢者を取り巻く様々な課題を解決していくという「地域福祉」の考え方が、今後、ますます重要になります。

市では、「第 6 期瑞浪市老人保健福祉計画・瑞浪市介護保険事業計画（計画期間：平成 27 年度～平成 29 年度）」に基づき、高齢者ができる限り、住み慣れた地域で継続して生活ができるよう「介護」、「予防」、「医療」、「住まい」、「生活支援」の 5 つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の構築と介護予防・認知症施策の推進や、ボランティア、企業、社会福祉法人など多様な主体による生活支援サービスの体制整備などを進めていきます。

高齢者を狙った消費生活トラブルや犯罪に対する取り組みとしては、消費生活専門相談員などによる相談事業や学習会、また警察署や地域などと連携しての防犯講話や家庭訪問などを行い、高齢者が犯罪の被害者とならないよう地域ぐるみの見守りや支援、啓発活動を強化する必要があります。

また、これまで培ってきた能力や経験を生かす場であるシルバー人材センター事業や、仲間づくりや学びを深める場でもある寿大学への支援など、高齢者が地域で生き生きと活躍できる環境づくりに努めます。

## ■今後の取り組み

### ✪ わたしたち（市民）が取り組むこと

- 健康で生き生きと生活できるよう健康維持・増進に努めます。
- 地域の行事や学習の機会に積極的に参加し、仲間づくりを心がけます。
- 家庭で介護について話し合い、家族のみんなで介護に参加します。
- 介護を行う人が心身の健康を損なうことのないよう、介護保険などの各種サービスを活用して、介護の負担を抱え込まないようにします。
- 高齢者や介護を行う人を地域ぐるみで見守り、支援します。
- 一人で悩まず、早めに相談します。



## ✕ 行政（市）が取り組むこと

- 高齢者の自立と生きがいを支援します。
- 高齢者が知識や能力を生かすことができる機会や場の創出に努めます。
- 高齢者や介護を行う人に対する福祉・介護サービスの充実に努めます。
- 高齢者や介護を行う人に対する相談体制を充実します。
- 高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備を進めます。
- 高齢者を犯罪などの被害から守るための活動を推進します。



| 項目                                 | 具体的事業  | 行動計画（後期）における事業内容  | 区分    | 事業期間       | 主管課   |
|------------------------------------|--|---|-------|------------|-------|
| 自立・生きがいをづくりへの支援（続く）                | シルバー人材センター事業の充実  | ・シルバー人材センター事業が、急増する高齢者の受け皿としての機能を十分果たし、「社会の支え手」となるよう、今後も補助金を交付し、活動の支援を行います。                           | 継続    | 通期         | 高齢福祉課 |
|                                    | 生きがい活動の機会の充実（続く）   | ・高齢者が社会の一員として生きがいや充実感を持ち、健康の維持・増進を図るため、長寿クラブおよび長寿クラブ連合会の活動に対して補助金を交付するなど、活動を支援します。                    | 継続    | 通期         | 高齢福祉課 |
|                                    |  | ・地域の人や高齢者同士が交流する機会を提供することで、高齢者の引きこもりを防止し、生き生きとした生活が送れるよう、各地区の福祉委員や社会福祉協議会が連携して実施する「いきいきサロン」の開催を支援します。 |       |            |       |
|                                    |  | ・長寿クラブ活動などに対する広報活動を強化することで、新規会員の確保を支援します。   |       |            |       |
|                                    | ・地域の高齢者が集まる場所などに出向いて、介護予防教室を開催し、健康の維持・増進ができるよう支援します。教室終了後も生きがいを持って生活できるよう自主活動の支援などを行います。 | 継続  | 通期    | 地域包括支援センター |       |
| ・高齢者を対象とする寿大学を開催し、多様なサークル活動を展開します。 | 継続   | 通期  | 社会教育課 |            |       |

| 項目   | 具体的事業              | 行動計画（後期）における事業内容   | 区分 | 事業期間 | 主管課                 |
|--|--------------------|--|----|------|---------------------|
| (続き) 自立・生きがいへの支援                                 | (続き) 生きがい活動の機会の充実  | ・現役引退後の生きがいづくりの場として、生涯学習講座、公民館講座などにおいて、50～60歳代を対象とした事業・メニューの提供を行います。         | 継続 | 通期   | 社会教育課               |
|  |                    | ・「豊かな老い」を考え、実践するために、高齢者が楽しく参加できるメニューを公民館事業において提供します。                         |    |      |                     |
|  |                    | ※高齢福祉課、地域包括支援センターの生きがい活動事業などと連携。   |    |      |                     |
| 年齢にとらわれず活躍できる社会の構築                               | ボランティア活動への高齢者の参加促進 | ・長寿クラブを中心とした地域の清掃・美化活動を実施します。  | 継続 | 通期   | 高齢福祉課               |
|  |                    | ・長寿クラブが行う地域の子どもの見守り活動や、地域の高齢者の孤立を防ぐための「友愛活動」（声掛け・支え合い・仲間づくりなど）を支援します。        |    |      |                     |
|  |                    | ・ボランティア活動に関する広報啓発活動を支援します。   |    |      |                     |
|  |                    | ・まちづくり推進組織において高齢者は依然として活動の主要な担い手であり、今後もまちづくり推進組織に対する支援を行うことで、高齢者の活躍の場を整備します。 | 継続 | 通期   | 市民協働課               |
|  |                    | ・公民館講座の受講から自主団体としての活動に発展するように、積極的に支援を行います。                                   |    |      |                     |
| ・自主団体による福祉施設などへの慰問など、高齢者も参加できるボランティア活動を計画していきます。 |                    |  |    |      |                     |
| 福祉・介護サービスの充実           (続き)                      | 在宅福祉サービスの充実        | ・住み慣れた家や地域で暮らしたいと願う高齢者の孤独感の解消や、自立した生活への支援を行います。                              | 拡充 | 通期   | 地域包括支援センター<br>高齢福祉課 |
|  |                    | ・介護する家族に対する相談体制や負担を軽減するためのサービス体制を整えます。                                       |    |      |                     |
|  |                    | ・高齢者虐待に対し、民生委員・児童委員、介護サービス事業所、かかりつけ医、警察署などとのネットワークを強化し、早期発見や適切な支援を行います。      |    |      |                     |



| 項目                   | 具体的事業                | 行動計画（後期）における事業内容  | 区分 | 事業期間 | 主管課                 |
|----------------------|----------------------|---|----|------|---------------------|
| （続き）福祉・介護サービスの充実     | 住民相互で支えあう地域体制の充実     | ・医療関係者、介護サービス事業所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などと連携し、地域課題や対応策を検討していくことで、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できる「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。 | 拡充 | 通期   | 地域包括支援センター<br>高齢福祉課 |
|                      |                      | ・地域住民の支え合い活動がしやすくなるよう、生活支援担い手養成講座を開催し、生活支援担い手が活動できる体制を整えます。   |    |      |                     |
|                      |                      | ・民生委員・児童委員、福祉委員、区、長寿クラブやまちづくり推進組織との連携を強化し、地域で高齢者を見守る体制づくりを進めていきます。                                      |    |      |                     |
|                      |                      | ・新聞、ガスなどの民間事業者との見守り協定を結び、さりげない見守り活動を継続していきます。   |    |      |                     |
| 相談体制の充実              | 適切なサービス提供に向けた相談事業の充実 | ・地域包括支援センターおよび2カ所の在宅介護支援センターにおいて、高齢者に関する相談（介護、認知症、虐待など）に応じます。   | 継続 | 通期   | 地域包括支援センター<br>高齢福祉課 |
|                      |                      | ・民生委員・児童委員、介護支援専門員などに介護に関する情報を随時提供し、連携することで、総合相談体制の充実を図ります。   |    |      |                     |
|                      |                      | ・相談窓口の周知を図ります。  |    |      |                     |
|                      |                      | ・「高齢者保健福祉サービス利用ガイド」を活用し、各種サービスに関する情報を提供します。   |    |      |                     |
|                      |                      | ・「介護保険サービス利用ガイド」を活用し、各種サービスに関する情報を提供します。  |    |      |                     |
| る安心して暮らせる生活環境の整備（続く） | 住まいの保障（続く）           | ・介護保険制度を活用した住宅改修について、ニーズに応じた適正な給付事務を行います。   | 継続 | 通期   | 高齢福祉課               |

| 項目   | 具体的事業          | 行動計画（後期）における事業内容   | 区分 | 事業期間  | 主管課        |
|--|----------------|--|----|-------|------------|
| (続き) 安心して暮らせる生活環境の整備 (続く)  | (続き) 住まいの保障    | ・安心して生活できる住宅の普及を促進するため、毎年地区を定め、地区内にある昭和56年5月以前建築の木造住宅を全戸訪問し、無料耐震化診断を勧めるなど、直接的な働きかけを行います。 | 拡充 | 通期    | 都市計画課      |
|  | 家庭における防火対応の促進  | ・女性消防団員や関係機関と協力し、ひとり暮らしの高齢者宅などを訪問し、防火点検を実施します。   | 継続 | 通期    | 消防本部       |
|  |                | ・住宅用火災警報器の必要性について説明し、未設置や電池切れの場合は購入を促します。また、警報器などの購入後、機器の取り付けや電池交換の手助けを行います。             |    |       |            |
|  |                | ・防火などの配慮が必要なひとり暮らしの高齢者に対し、電磁調理器を給付します。   |    |       |            |
|  | 判断能力が不十分な人への支援 | ・高齢者の権利擁護に関する相談や、判断能力が不十分な高齢者に対し、成年後見制度の活用を支援を行います。                                      | 継続 | 通期    | 地域包括支援センター |
|  |                | ・成年後見人の選任の際、身寄りがなく申し立て人がいない高齢者のために市長申し立てを行います。   |    |       |            |
|  |                | ・成年被後見人について、適切な名簿管理、印鑑証明書の発行停止など、速やかな措置を取ります。  |    |       |            |
|  | 緊急時の対応強化       | ・健康に不安を持つひとり暮らし高齢者に対し、非常ボタンを押すだけで消防署に連絡が入る緊急通報装置の貸出などを行います。                              | 継続 | 通期    | 地域包括支援センター |
| ・地震や火事などの災害時に、一人での避難が困難な要配慮者を支援するため、「避難行動要支援者名簿」を作成するなど、自治会（自主防災組織）や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民などと連携した支援体制の整備に努めます。 |                | 新規   | 通期 | 社会福祉課 |            |

| 項目                       | 具体的事業                          | 行動計画（後期）における事業内容   | 区分 | 事業期間 | 主管課                     |
|--------------------------|--------------------------------|--|----|------|-------------------------|
| 生活環境の整備<br>(続き) 安心して暮らせる | 高齢者を狙った犯罪や消費生活に関するトラブルにおける対策強化 | ・地域ぐるみの見守り活動として、関係機関（警察、防犯協会など）と連携し、高齢者の家庭訪問を行います。また、高齢者団体向けの防犯講話などを行います。              | 拡充 | 通期   | 生活安全課                   |
|                          |                                | ・消費生活トラブルの未然防止に向け、広報などを活用した注意喚起や消費生活講座などを実施します。  |    |      |                         |
|                          |                                | ・市民相談室や消費生活相談窓口の充実と周知に努め、問題解決に向けた支援を行います。  |    |      |                         |
| 高齢者にやさしいまちづくりの推進         | ユニバーサルデザインのまちづくり               | ・公共施設・歩道・広場の段差解消、休憩施設（ベンチなど）の設置など、バリアフリー事業を行い、適切な維持管理に努めます。                            | 継続 | 通期   | 都市計画課<br>総務課<br>各施設の管理者 |
|                          |                                | ・「市民公園文化施設再整備計画」に基づき、高齢者を含む全ての人にやさしい施設づくりを目指します。手すりの設置や多目的トイレ※ <sup>1</sup> の導入を検討します。 | 継続 | 通期   | 都市計画課                   |



※ 1 : 「多目的トイレ（多機能トイレ）」とは？

車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト（人工肛門等保有者）対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えることで、車いす使用者だけでなく、高齢者、内部障がい者、子ども連れなどの多様な人が利用可能としたトイレのこと。



## (4) 障がい者

### ■現状と課題・今後の方向性

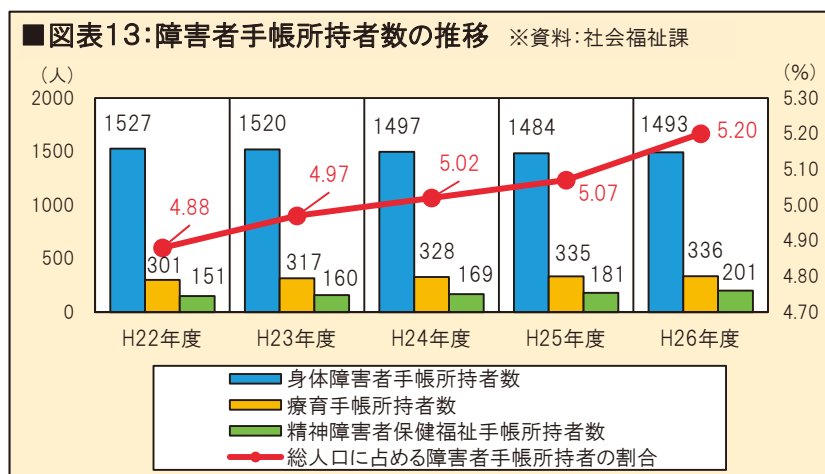
障がい者の人権を守るあらゆる取り組みの基となる「障害者基本法(昭和45(1970年))」は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること」を目的に定められました。平成24(2012)年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が制定され、制度の谷間のない支援を提供する観点から、難病患者(130疾病)が障がい者福祉の対象に含まれることになりました。また、平成25(2013)年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立し、平成28(2016)年4月から施行される予定です。同法では、障がいを理由とする差別などの権利侵害行為の禁止とともに、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止が定められました。これら一連の法整備を経て、平成26(2014)年1月に障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約「障害者権利条約」が正式に批准されました。

本市における平成26年度末現在の障害者手帳所持者は2,030人で、総人口に占める割合は、

5.20%です。内訳は、身体障害者手帳所持者が1,493人、療育手帳所持者が336人、精神障害者保健福祉手帳所持者が201人です。療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者、総人口に占める障害者手帳を持つ人の割合については、年々増加しています。また、障がい者の高齢化や、障がいの重度化・重複化などの課題もあり、今後、より個々の状況に応じたサービスの提供が求められています。(図表13)

本市では、「障害者計画・障害福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保などの施策を進め、障がいのある人が地域社会で自立して生活するための環境づくりや社会参加の促進に努めています。

公立小中学校においては、平成27年度、小学校7校に知的障害学級7学級(23人在籍)、自閉情緒障がい学級6学級(21人在籍)、中学校6校には知的障害学級5学級(19名在籍)、自閉情緒障がい学級3学級(12人在籍)が設置されており、



通常学級と特別支援学級<sup>※1</sup>との交流や共同学習を積極的に行い、共に学ぶ意識づくり、体制づくりに取り組んでいます。

近年では、通常学級においても特別な支援を必要とする児童生徒が増えていることから、それらの子どもが共に学ぶ通常学級の学級経営や授業づくりが、学校現場の喫緊の課題の一つとなっています。学業支援員の配置や発達障がいに対する理解を深めるための教員研修などの取り組みのほかに、特別な支援が必要な子どもだけでなく、今後はどの子どもにも過ごしやすい学びやすい学校生活・授業を目指す「授業のユニバーサルデザイン化<sup>※2</sup>」などの取り組みを進めていく必要があります。



また、特別支援学校<sup>※3</sup>に在籍する児童生徒と居住地の児童生徒との「居住地交流<sup>※4</sup>」では、子どもたちが同じ地域で暮らす仲間として、お互いを知り、つながりを深めながら、学び合うことを大切にしています。

障がいのある人とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する理解を一層深め、お互いに助けあい、支えあうまちづくりを進めることが重要です。そのためには、様々な機会を通じて、障がいや障がいのある人を理解するための啓発・広報活動を推進し、障がいのある人との交流の機会をつくっていくことが大切です。

また、障がいの有無にかかわらず、高齢者や子ども、外国人を含む全ての人が、安全に安心して暮らすことができるように、今後も公共施設や移動手段、情報などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化をさらに推進していく必要があります。



#### ※1：「特別支援学級」とは？

障がいがあるために、通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うために、小学校及び中学校の中に、特別に設置された少人数の学級のこと。

#### ※2：「授業のユニバーサルデザイン化」とは？

年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての児童に分かりやすいように工夫された教育のこと。

#### ※3：「特別支援学校」とは？

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。（学校教育法より）

#### ※4：「居住地交流」とは？

特別支援学校の児童生徒が、自分の居住している地域の小学校・中学校に行き、居住地の児童生徒と一緒に学習活動を行うこと。交流を通して、つながりを深めながら将来の生活をより豊かにしていくことを目的としています。

## ■今後の取り組み

### ✕ わたしたち（市民）が取り組むこと

- 様々な市民交流の場に積極的に参加します。
- 障がい者を特別扱いせず、声かけをして仲間づくりをします。
- 障がい者の目線で施設や設置物の状況を見ます。
- 一人で悩まず、早めに相談します。

### ✕ 行政（市）が取り組むこと

- 障がい者に対する市民の理解を深め、交流を促進します。
- 障がい者の権利保護を進めます。
- 障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう支援を充実します。
- 障がい者の雇用・就労の支援と社会参加を促進します。
- 障がい者にやさしいまちづくりを進めます。
- 障がい者の家族への支援を充実します。



| 項目           | 具体的事業              | 行動計画（後期）における事業内容   | 区分 | 事業期間 | 主管課   |
|--------------|--------------------|--|----|------|-------|
| 理解と交流の促進（続く） | 障がいのある子どもとの交流教育の推進 | ・通常学級と特別支援学級との交流を積極的に進めるとともに、特別支援学校に在籍する子どもとの居住地交流を行います。                               | 継続 | 通期   | 学校教育課 |
|              |                    | ・市内全ての学校が「福祉協力校」として、社会福祉協議会と連携を取りながら、障がいに対する理解、社会的支援や介護・福祉などの課題に関する理解を深めるための啓発活動を行います。 |    |      |       |
|              | 特別支援教育の充実          | ・障がいのある子ども一人ひとりの個別指導計画を作成し、障がいの特性に応じて一貫した指導の工夫・改善を図ります。                                | 拡充 | 通期   | 学校教育課 |
|              |                    | ・LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などの発達障がい適切に対応できるよう、必要に応じて専門家の派遣や教員に対する研修などを実施します。             |    |      |       |

| 項目               | 具体的事業                 | 行動計画（後期）における事業内容   | 区分   | 事業期間 | 主管課   |       |
|------------------|-----------------------|--|--|------|-------|-------|
| （続き）<br>理解と交流の促進 | 教育のユニバーサルデザインに向けた取り組み | ・小中学校において、発達障がいのある子どもを含めた全ての子どもにとってわかりやすく、楽しい授業をつくる「授業のユニバーサルデザイン化」を進めていきます。 | 新規   | 通期   | 学校教育課 |       |
|                  |                       | ・「インクルーシブ教育※ <sup>1</sup> 」の観点から、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子ども達が共に学ぶことを大切にしていきます。    |  |      |       |       |
|                  | 交流事業の充実               | ・障がい福祉サービス事業所などが行う地域交流事業について、PRと参加促進を支援します。                                  | 継続   | 通期   | 社会福祉課 |       |
| 地域生活への支援の充実      | 判断能力が不十分な人への支援        | ・後見制度がこれまで以上に身近になるように制度を広く周知していきます。  | 継続   | 通期   | 社会福祉課 |       |
|                  |                       | ・後見人の選任の際、身寄りがなく、申し立て人がいない障がい者のために市長申し立てを行います。                               |  |      |       |       |
|                  |                       | ・成年被後見人について、適切な名簿管理、印鑑証明書の発行停止など、速やかな措置を取ります。                                | 継続   | 通期   | 市民課   |       |
|                  |                       | 相談窓口の充実  | ・住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、障害の程度、種類に即したサービスの提供ができるよう各機関と連携して一人ひとりのニーズに応じた相談体制の充実を図ります。 | 継続   | 通期    | 社会福祉課 |
|                  |                       | 地域生活支援の充実  | ・日常生活用具の給付、移動支援、コミュニケーション支援、運転免許取得や自動車改造に対する助成など、障がい者が地域生活をしていく上で必要な支援を行います。       | 継続   | 通期    | 社会福祉課 |
|                  |                       | 訪問サービスの充実  | ・身体介護、家事援助、通院介助などの居宅介護サービスにより、在宅の障がい者が地域で生活していくための支援を行います。また、サービス内容の見直しや改善に努めます。   | 継続   | 通期    | 社会福祉課 |
|                  |                       | 住宅環境の改善（助成制度）の促進   | ・手帳取得時などに、住宅改善が必要と思われる人に対して、住宅改善助成制度の周知を行い、居宅生活の支援を行います。                           | 継続   | 通期    | 社会福祉課 |

| 項目                | 具体的事業                       | 行動計画（後期）における事業内容  | 区分 | 事業期間 | 主管課                     |
|-------------------|-----------------------------|---|----|------|-------------------------|
| 雇用・就労の支援と社会参加の促進  | ハローワークなど、労働関係機関との連携や相談機能の充実 | ・ハローワークや雇用開発協会などの関係機関と連携して、説明会などを実施し、情報提供を行います。   | 継続 | 通期   | 商工課                     |
|                   |                             | ・働く意思のある障がい者の就労を支援するため、情報提供や企業に対する啓発を行います。  |    |      |                         |
|                   |                             | ・東濃圏域障がい者就労・生活支援センターと連携し、障がいのある人が一人でも多く、就労できるように支援していきます。   | 継続 | 通期   | 社会福祉課                   |
|                   | 福祉的就労の場の確保                  | ・事業所と協力し、就労の場の確保に向けて努力します。  | 拡充 | 通期   | 社会福祉課                   |
|                   | 障がい者の積極的な雇用                 | ・市職員として、障がい者を幅広く計画的に採用し、障害者雇用率の達成・維持を図ります。  | 継続 | 通期   | 秘書課                     |
|                   | 障がい者の社会参加への支援               | ・異なる障がいを持つ人との交流の機会を提供することで、障がい者の社会参加を促進するため、身体障害者福祉協会の活動を支援します。また、加入者増加のための取り組みに協力します。<br>・障がいのある人の社会参加につながるような事業の実施や開催の支援を行います。（スポーツ大会、バリアフリー旅行、買物・宿泊体験、いきいきサロン、障がい者カフェなど） | 継続 | 通期   | 社会福祉課                   |
| 障がい者にやさしいまちづくりの推進 | ユニバーサルデザインのまちづくり            | ・公共施設・歩道・広場の段差解消、休憩施設（ベンチなど）や点字誘導ブロックの設置など、バリアフリー事業を行い、適切な維持管理に努めます。  | 継続 | 通期   | 都市計画課<br>総務課<br>各施設の管理者 |
|                   |                             | ・「市民公園文化施設再整備計画」に基づき、障がい者を含む全ての人にやさしい施設づくりを目指します。手すりの設置や多目的トイレの導入を検討します。  | 継続 | 通期   | 都市計画課<br>各施設の管理者        |
| 障がい者の家族への支援（続く）   | 障がい者の家族への支援の充実（続く）          | ・短期入所サービスや日中一時支援事業などを行うことにより、介護者に休息の機会を提供し、負担の軽減を図ります。  | 継続 | 通期   | 社会福祉課                   |



| 項目                   | 具体的事業               | 行動計画（後期）における事業内容   | 区分 | 事業期間 | 主管課   |
|----------------------|---------------------|--|----|------|-------|
| の家族への支援<br>(続き) 障がい者 | (続き) 障がい者の家族への支援の充実 | ・障がい者の家族の不安解消や介護負担軽減のため、生活相談やサービス活用などの相談支援を行います。また、相談しやすい体制づくりをし、早期の対応ができるように努めます。 | 継続 | 通期   | 社会福祉課 |



※ 1 : 「インクルーシブ教育」とは？

障がいのある子どもを含む全ての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、「通常の学級において」行う教育のこと。



## (5) 同和問題

### ■現状と課題・今後の方向性

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、今なお「同和地区」、「被差別部落」などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることなどにより、不当な差別や不利益を受けるという極めて重大な人権侵害です。

国は、昭和 40 (1965) 年の「同和対策審議会答申」において、同和問題は「日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」であり、「その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」ことを明らかにしました。この答申に基づき、昭和 44 (1969) 年から平成 14 (2002) 年 3 月までの 33 年間、「特別措置法」が施行され、特別対策として生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の充実、基本的人権の擁護など、問題解消に向けた取り組みが進められ、一定の成果が上がりました。

しかし、平成 26 (2014) 年中に法務局・地方法務局が取り扱った「差別待遇に関する人権侵犯事件」における新規救済手続き開始件数 869 件のうち、同和問題に関する事件は 117 件、全体に占める割合は 13.5%と、最も割合が高い

■図表14:法務局・地方法務局において取り扱った差別待遇に関する人権侵犯事件数(開始件数)

※資料:法務省人権擁護局

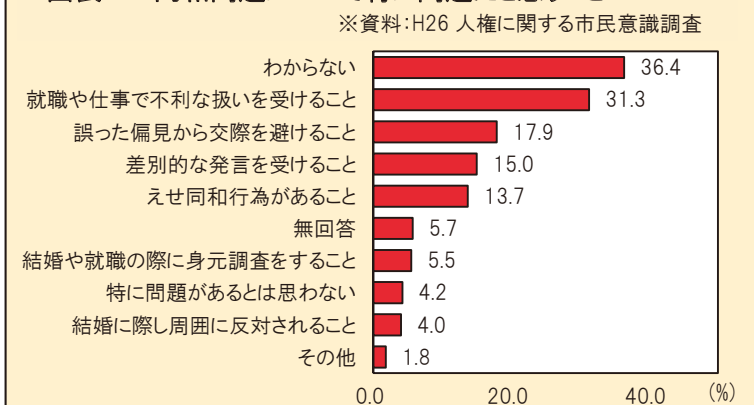
| 同和問題に関する人権侵犯 | H22年 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 |
|--------------|------|------|------|------|------|
|              | 150  | 137  | 110  | 85   | 117  |

障害者に関する事件 (263 件、30.3%) に次ぐ割合を占めており、依然として結婚における差別や差別発言、差別落書きなどの事案が存在しています。(図表 14)

平成 26 年度に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」によると、「同和問題について特に問題だと思うこと」を問う設問に対して、「わからない」と回答した市民が 36.4%と最も多く、次いで「就職や仕事 (内容、待遇など) で不利な扱いを受けること」が 31.3%となっています。(図表 15)

同和問題などの様々な人権問題は、知識不足による偏見や思い込み、慣習・しきたりなどから生じていることも多く、その解消のためには一人ひとりが正しい知識を身に付け、「人権尊重の理念」について理解を深めることが大変重要です。

■図表15:同和問題について特に問題だと思うこと



平成8（1996）年5月の地域改善対策協議会による意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策のあり方について」において、「差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進については、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げてきた成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築し、積極的に推進すべきである」と提言されているように、市が行う人権教育・啓発は、人権に関わるあらゆる問題の解決につながる広がりを持った取り組みと捉え、推進することが重要です。

市は、学校における人権・道徳教育の改善充実や市民・企業に対する啓発の実施、また人権教育・啓発を担う教職員や市職員などの人権意識や指導力向上のための研修機会の確保などの取り組みを通して、市民の間に人権に関する正しい理解と認識を普及させ、差別や偏見がない社会の実現に努めます。

前述の調査において13.7%の市民が「特に問題」だと回答している「えせ同和行為」というのは、「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乗じ、例えば「同和問題に対する理解が足りない」などという理由で難癖を付けて、高額な書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社や個人、行政機関などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指します。

平成26年度中に法務局および地方法務局が取り扱ったえせ同和行為に関する相談件数は32件で、そのうち物品の購入に関する相談が28件で、全体の87.5%を占めています。代表的な相談内容は「同和団体を名乗るものが執拗に電話をかけてきて、高額な書籍やCDなどの購入を迫る」、「一方的に図書が送付されてきた」などです。（図表16）

| ■図表16: 法務局・地方法務局において取り扱ったえせ同和行為に関する相談件数 |       |       |       |       |
|---|-------|-------|-------|-------|
| ※資料: 法務省人権擁護局                           |       |       |       |       |
| H22年度                                   | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 |
| 60                                      | 51    | 42    | 45    | 32    |

えせ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植えつけるだけでなく、同和問題の解決を阻害する大きな要因ともなっていることから、国や県と共にその排除に向けた啓発などを推進していきます。

## ■今後の取り組み

### 🍀 わたしたち（市民）が取り組むこと

- 同和問題に関心をもち、正しい知識を学習します。
- どのような境遇の人とも仲良くします。
- えせ同和行為には、断固たる態度で対応します。

えせ同和行為には、  
きっぱりと



### 🍀 行政（市）が取り組むこと

- 市民一人ひとりが、同和問題についての正しい理解と認識を深めることができるよう、国・県・人権関係団体などと連携し、人権教育・啓発を積極的かつ効果的に実施します。

- 職場において、同和問題に起因する事案の発生を未然に防ぐため、企業に対する啓発に努めます。
- えせ同和行為を排除するため、行政や人権擁護委員をはじめとする地域の関係者を対象に、正しい知識の普及や学習機会の充実に努めます。

| 項目            | 具体的事業                          | 行動計画（後期）における事業内容  | 区分 | 事業期間 | 主管課   |
|---------------|--------------------------------|---|----|------|-------|
| 同和問題の正しい理解と対応 | 児童・生徒の実践的態度の育成                 | ・付けたい3つの力である「認識力」「自己啓発力」「行動力」を高める「学校教育計画」、「人権教育全体計画」を作成します。   | 継続 | 通期   | 学校教育課 |
|               |                                | ・「人権教育全体計画」を基に、付けたい3つの力から継続的な実践の積み上げを行います。  |    |      |       |
|               |                                | ・学校の中だけでなく、家庭・地域と連携しながら児童生徒を育成していくための啓発や取り組みを進めます。  |    |      |       |
| 同和問題の正しい理解と対応 | 「ひびきあいの日」の取り組みの充実              | ・各園・学校における「ひびきあいの日」の取り組みを、家庭や地域と連携しながら、子どもたちがより主体的に取り組むことができるように工夫・改善します。また、学校報や授業参観日における公開などを通して、家庭や地域に取り組みのよさを発信していきます。 | 継続 | 通期   | 学校教育課 |
|               | 教職員研修の充実・指導力の向上                | ・人権教育幹部（管理職・人権教育主任）研修会、人権教育教員研修会で学んだことを校内伝達し、学びあいます。また、研修計画に基づき、各校において人権教育推進研修会を実施します。<br>・人権教育の観点を明確にした授業実践を行います。        | 継続 | 通期   | 学校教育課 |
| 雇用の安定向上       | 本人の能力に関係のない就職差別をしないための企業などへの啓発 | ・関係機関と連携してチラシ・パンフレットを配布し、啓発活動を行います。   | 継続 | 通期   | 商工課   |
|               |                                | ・同和問題に起因する就職差別について相談があった場合は、速やかに専門機関に取り次ぎます。  |    |      |       |

| 項目        | 具体的事業            | 行動計画（後期）における事業内容                               | 区分 | 事業期間 | 主管課              |
|-----------|------------------|--|----|------|------------------|
| 啓発の推進     | 同和問題に関する正しい知識の普及 | ・市民図書館において、資料の収集と提供に努めます。                      | 継続 | 通期   | 社会教育課<br>（市民図書館） |
|           |                  | ・啓発資料の配布などで学習の機会を設けたり、学習のプログラムとして提案します。        |    |      |                  |
|           |                  | ・人権啓発講演会の開催や学校などへの啓発冊子の配布などを通して、正しい知識の普及に努めます。 | 継続 | 通期   | 生活安全課            |
| えせ同和行為の排除 | 正しい知識の普及と学習機会の充実 | ・市職員が正しい知識を身に付けるよう国や県が実施する研修などに参加します。          | 継続 | 通期   | 生活安全課            |
|           |                  | ・広報、市ホームページなどを活用して、啓発に努めます。                    |    |      |                  |



## (6) 外国人

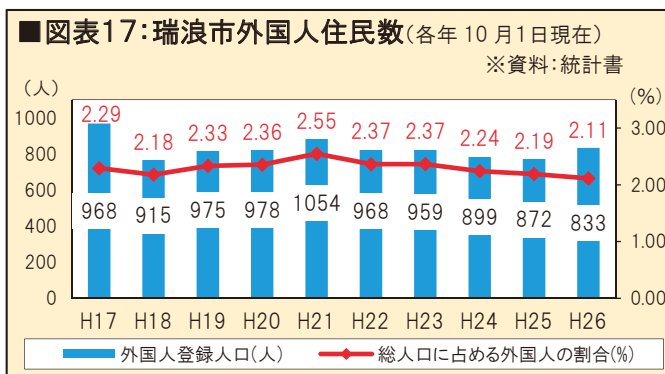
### ■現状と課題・今後の方向性

岐阜県における外国人住民は、平成 26（2014）年 12 月末現在 43,375 人で、国籍別では中国人（13,412 人）、フィリピン人（9,462 人）、ブラジル人（9,193 人）の順となっています。外国人住民の人口は、平成 20（2008）年をピークに減少を続けており、平成 20 年との比較では 13,875 人減少（△24.2%）しています。（出典：岐阜県地域コミュニティ室、平成 27 年 3 月「県内在住外国人に関する現状と課題について」）

本市における外国人市民は、平成 26 年 10 月 1 日現在、833 人で、総人口に占める割合は

2.11%です。国籍別ではフィリピン人が最も多く、次いで中国人、ブラジル人、韓国・朝鮮人、ベトナム人の順となっています。平成 21（2009）年をピークに人数、総人口に占める割合ともに減少を続けており、特にブラジル人、中国人の減少が目立ちます。（図表 17・18）

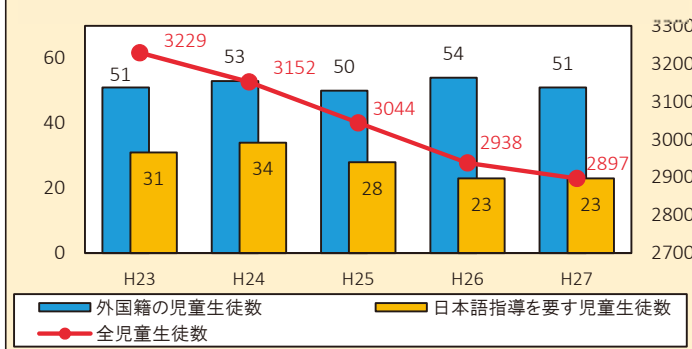
公立小中学校における外国人児童生徒の人数は、平成 23 年度以降、50 人程度で推移しており、全児童生徒数が大幅に減少している中でも、大きな変動はありません。国籍別ではフィリピン人が最も多く、それ以外にブラジル人や中国人、ペルー人などが在籍しています。こうした外国人児童生徒に対する日本語教育や相談体制の充実、円滑な就学の促進など、教育保障の充実を図っていくことは、大変重要です。近年、本市では日本語指導



■図表18:瑞浪市における外国人市民の状況(各年10月1日現在)  
※資料:市民課

| 年 | 国籍     | フィリピン | 中国   | ブラジル | 韓国・朝鮮 | ベトナム | その他 |
|---|--------|-------|------|------|-------|------|-----|
|   | H 26   | 人口(人) | 344  | 166  | 121   | 87   | 35  |
|   | 構成比(%) | 41.3  | 19.9 | 14.5 | 10.5  | 4.2  | 9.6 |
| 年 | 国籍     | フィリピン | ブラジル | 中国   | 韓国・朝鮮 | ペルー  | その他 |
|   | H 21   | 人口(人) | 331  | 260  | 236   | 88   | 43  |
|   | 構成比(%) | 31.4  | 24.7 | 22.4 | 8.3   | 4.1  | 9.1 |

■図表19:瑞浪市外国籍児童生徒数と要日本語指導児童生徒数(各年5月1日現在) ※資料:教育委員会



を必要とする児童生徒が 20 人から 30 人程度在籍しており、外国人児童生徒適応指導員<sup>※1</sup>などが日本語学習の支援だけでなく、学校生活への適応や学業についての支援も行っています。(図表 19)

今後も適応指導員の効果的な活用を図るとともに、日本語指導を行う講師の研修を実施するなど、外国人児童生徒の学びを支援するための取り組みを充実します。

平成 24 (2012) 年 7 月の住民基本台帳法の改正施行により、外国人市民も日本人市民と同じ住民基本台帳に登録されるようになった今、同じ住民として、国籍を問わず、だれにとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを推進していく必要性が増しています。

日本人のみならず外国人であっても必要な情報やサービスを受けることができ、安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、外国人市民を地域の一員として受け入れることのできる社会を形成していくことが求められています。国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異と多様性を認め合い、尊重し合う関係を築けるよう、市民への啓発活動と学校教育や社会教育などの場における人権教育を進めていきます。



**※ 1 : 「外国人児童生徒適応指導員」とは？**

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、外国人児童生徒の母語を使用して、学校生活への適応指導と日本語についての支援を行います。

**■今後の取り組み**

**🍀 わたしたち（市民）が取り組むこと**

- 外国人との交流の場に積極的に参加します。
- 地域に居住する外国人と積極的に交流します。
- 多様な文化に関心を向け、理解することに努めます。

**🍀 行政（市）が取り組むこと**

- 国際理解を深め、国際交流を支援します。
- 外国人児童生徒への教育体制を充実します。
- 外国人に対する生活支援を充実します。
- 多様な文化を認め合う多文化共生社会を目指した地域づくりを進めます。



| 項目               | 具体的事業                   | 行動計画（後期）における事業内容   | 区分 | 事業期間 | 主管課              |
|------------------|-------------------------|--|----|------|------------------|
| 国際理解・交流の推進       | 国際交流事業、多文化交流事業の実施       | ・日本の伝統文化や外国の文化に触れる機会として、大人・子どもを対象とした事業を企画します。                                | 継続 | 通期   | 社会教育課<br>（市民図書館） |
|                  |                         | ・市民図書館において、異文化理解に関する資料の収集と提供に努めます。   |    |      |                  |
|                  |                         | ※関連事業：国際交流事業（秘書課）  |    |      |                  |
| 外国人児童生徒への教育体制の充実 | 外国人児童生徒に対する理解と支援        | ・外国人児童生徒に対する学校生活への適応指導や日本語指導を行う学校への支援を図るため、外国人児童生徒適応指導員を必要とする学校に効果的に配置します。   | 継続 | 通期   | 学校教育課            |
|                  |                         | ・日本語指導非常勤講師の指導力向上のため、研修を行います。  |    |      |                  |
|                  |                         | ・日本の教育システムや就学の手続きなどが理解できるように、保護者と積極的にコミュニケーションをとり、関係機関との連携の下、きめ細かく支援をしていきます。 |    |      |                  |
| 外国人への生活支援の充実     | 手続きなどにおける多言語による表記の推進    | ・今後予定される市民課の所管にかかる新たな制度について多言語による広報や各種行政サービス（教育、医療、ごみの出し方など）の案内などの充実を図ります。   | 継続 | 通期   | 市民課<br>関係各課      |
|                  | ホームページなどにおける多言語による表記の推進 | ・言語の違いにより、必要な行政情報、生活情報の取得に支障をきたすことがないよう、外国語対応ページの更新、新規作成を各課に依頼し、情報発信に努めます。   | 継続 | 通期   | 企画政策課            |



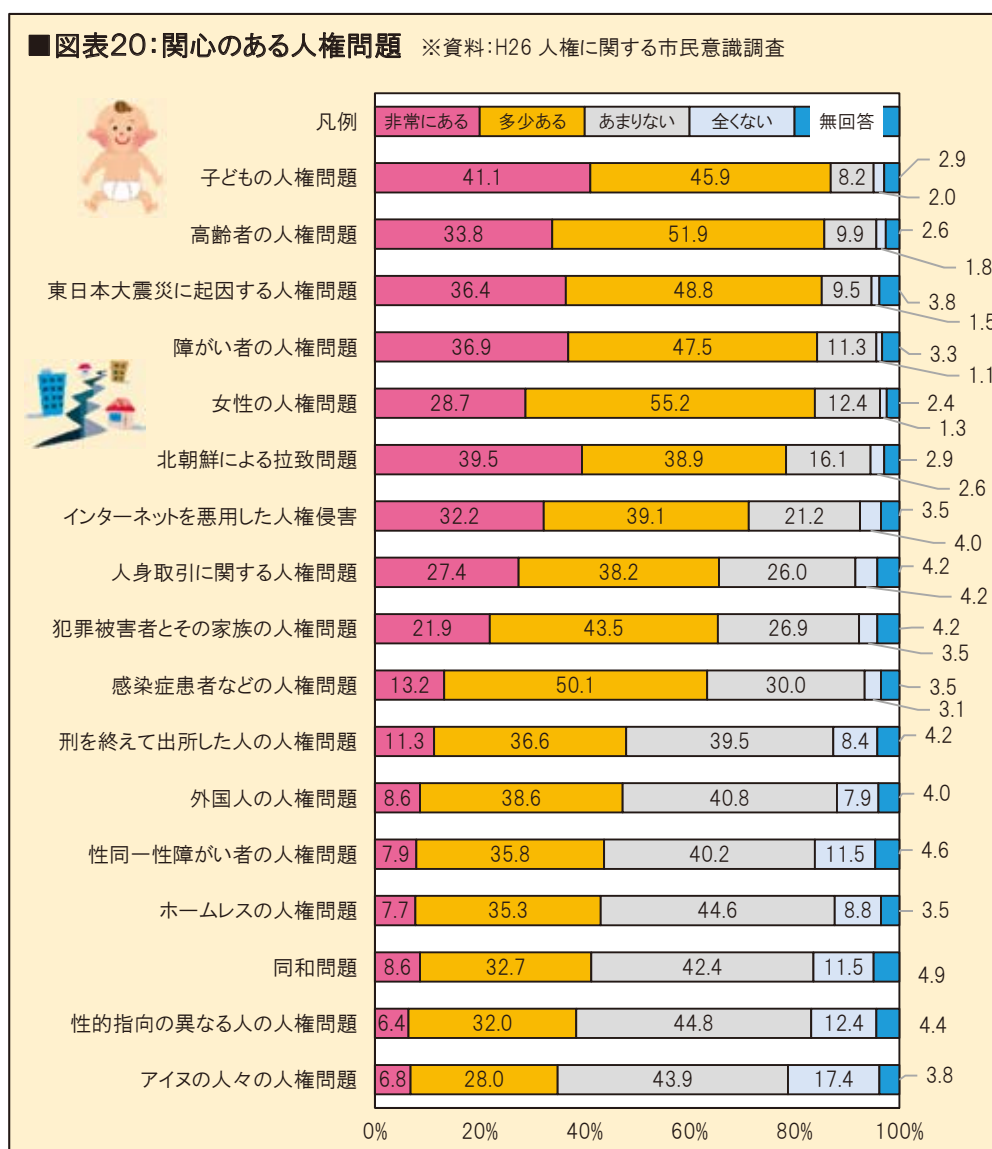


## (7) そのほかの人権課題

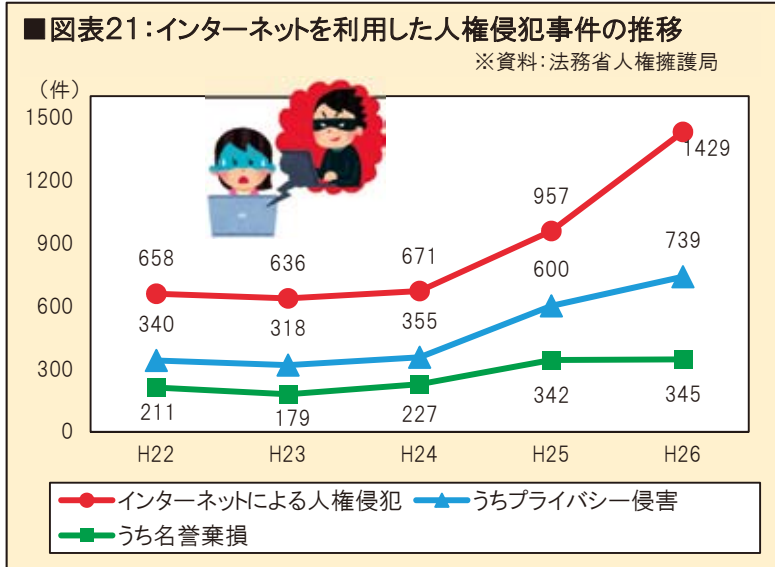
### ■現状と課題・今後の方向性

人権に関する問題は、これまでに挙げた6つの分野以外にも存在します。

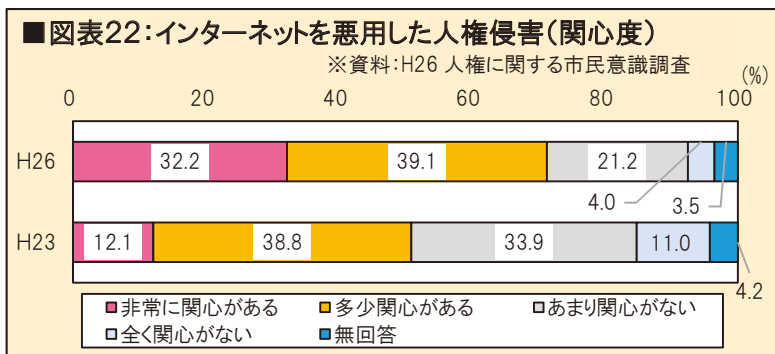
平成26(2014)年に実施した「人権に関する市民意識調査」では、平成23(2011)年に発生した「東日本大震災に起因する人権問題」に対する関心が子どもや高齢者の人権問題に次ぐ高さでした。また、「インターネットを悪用した人権侵害」に関心がある人の割合は71.3%で、平成23年調査時(53.1%)と比べ、飛躍的に増加(前回比18.2%増)しました。(図表20)



平成 26 (2014) 年中に法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵害事件における新規救済手続開始件数は、21,718 件 (対前年比 3.2%減少) で、そのうちインターネットを利用した人権侵害事件は 1,429 件 (対前年比 49.3%増加) で、前年に引き続き過去最高件数となりました。(図表 21)



パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット端末などが普及し、インターネットの利用があらゆる世代に広く浸透したことにより、その匿名性を悪用した他人への誹謗中傷や無責任なうわさ、プライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込みなど、人権やプライバシーを侵害する事件が急増しています。情報がいったんインターネット上に流出してしまうと、ネット上から完全に削除することは容易ではなく、被害が長期化・深刻化することもあります。



本市においても、インターネットを悪用した人権侵害について関心がある人の割合は、平成 23 (2011) 年調査時には 50.9%でしたが、平成 26 年には 71.3%と大幅に増えており、特に「非常に興味がある」と回答した人の増加が目立ちます。(図表 22)

安易な書き込みで他の人の人権を傷つけないために、インターネットの特性やインターネット上で起こり得る人権侵害についての理解を深め、ルールやモラルを守って利用することができるよう、学校では、保護者や携帯電話事業者などと連携して、子どもたちの情報モラルを向上させるための教育を充実させます。また、市民に対しては、広報や市ホームページなどを活用した啓発を行います。



犯罪被害者やその家族などの人権については、犯罪による直接的な被害のほか、被害後の報道や周囲の理解不足、興味本位のうわさや中傷などでさらにダメージを受ける「二次被害」についても、問題となっています。社会的な関心の高まりから、国では、犯罪被害者などの権利や利益の保護を図る

ため、平成 17（2005）年 4 月に「犯罪被害者等基本法」を施行し、同年 12 月には同法に基づき、「犯罪被害者等基本計画」を策定し、現在も後継計画により、犯罪により被害を受けた人やその家族が、被害を回復・軽減し、再び平穏な生活を営めるようにするための取り組みを行っています。

本市では、毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日までの「犯罪被害者週間」に合わせて、犯罪被害者などが置かれている状況や犯罪被害者などの名誉や平穏な生活への配慮の重要性などについての理解を深めてもらうことを目的に、広報などによる啓発を行うとともに、県や関係機関が実施する研修会などへの積極的な参加や、犯罪被害者支援団体などからの情報収集に努めます。

刑を終えて出所した人の人権に対しては、根強い偏見や差別により就職や住居の確保が困難であることなどの問題が指摘されています。これらの人々が社会の一員として地域で生活していくためには、本人の強い更生意欲と併せて、地域社会の理解や協力が欠かせないことから、法務大臣から委嘱を受けた保護司が、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかして、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、釈放後の住居や就業先などの調整や相談、更生保護女性の会などとの協力による犯罪や非行の未然防止活動などを行っています。市はこれらの活動を支援するとともに、市民に対する人権教育・啓発を充実させます。



また、ホームレス<sup>※1</sup>やアイヌ<sup>※2</sup>の人々、感染症患者・元患者、性的指向<sup>※3</sup>が異なる人々などに対する人権侵害やプライバシーの侵害についても、正しい知識を身に付け、理解を深めるよう啓発活動を行います。

人権侵害はある特定の個人だけに起きる問題ではなく、だれもが人権侵害の「加害者」にも「被害者」にもなる可能性があります。知識や理解の不足から、本人の自覚のないままに他人の人権やプライバシーを侵害している場合もあります。人権問題に対する正しい知識や理解を身に付け、互いの人権を尊重し、思いやりを持って生活することは、他人の人権を守ると同時に、自分の人権を守ることにもなります。市民が人権について正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中で、態度や行動などに確実に根付くことによって、人権侵害のない社会の実現を図るため、市は、今後も学校や地域などにおける人権教育や啓発活動、被害者や人権関連団体に対する支援体制の充実などに取り組むと同時に、社会情勢の変化などに伴い新たに発生する人権問題についても、本計画の趣旨に基づき、適切な対応に努めます。



**※1：「ホームレス」とは？**

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者のこと。（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法より）



### ※ 2 : 「アイヌ」とは？

主に北海道、樺太、千島列島に居住する先住民族のこと。母語はアイヌ語で、固有の文化や生活習慣を有する。明治政府の同化政策により、アイヌ民族が居住する「蝦夷地」と呼ばれる地域が日本に併合されたことから、その数は大きく減少し、独自の言語や文化は急速に失われました。

### ※ 3 : 「性的指向」とは？

人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念のこと。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）などを指します。性的指向が異なる人々（異性愛者以外の人々）は少数派であることから、「性的マイノリティ」、「性的少数者」と呼ばれることもあります。

## ■今後の取り組み

正しい使い方を学ぼうね。

### 🍀 わたしたち（市民）が取り組むこと

- インターネットの特性や起こり得る人権侵害についての理解を深め、ルールやモラルを守って利用します。
- 興味本位のうわさや思い込みによる差別をせず、理解と支援に努めます。
- 悩みごとは一人で抱え込まず、だれかに相談し、解決に努めます。
- 多様性を認め、お互いに思いやりを持って生活します。



### 🍀 行政（市）が取り組むこと

- インターネットなどを悪用した人権侵害の未然防止のために、学校における情報教育の充実や、広報などを活用した啓発活動を推進します。
- HIV（ヒト免疫不全ウイルス）やハンセン病などの感染症に対する正しい知識の普及に努めるなど、保健・医療に関わる人権問題に適切に対応します。
- 犯罪被害者とその家族などに対して、関係機関や団体などと連携し、支援施策の案内、情報提供、生活支援を行います。
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくすよう啓発を行い、その社会生活を支援します。
- 以上の類型に該当しないその他の人権課題について、それぞれの状況に応じて、解決のための施策を検討します。



| 項目                    | 具体的事業   | 行動計画（後期）における事業内容   | 区分 | 事業期間 | 主管課              |
|-----------------------|---|--|----|------|------------------|
| ホームレスなどに対する人権課題       | ホームレスなどの実情把握  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・瑞浪警部交番、駅、コミュニティーセンターなど、関係機関と連携して状況把握に努めます。</li> <li>・地域と連携して保護に努めるとともに、地域の理解と協力を得るための啓発活動を行います。</li> </ul>   | 継続 | 通期   | 社会福祉課            |
|                       | ホームレスなどに対する生活支援・救済                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実情に即した支援を検討していきます。</li> </ul>  |    |      |                  |
| アイヌの人々に対する人権課題        | アイヌの人々への理解の促進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民図書館において、資料の収集と提供に努めます。</li> </ul>  | 継続 | 通期   | 社会教育課<br>(市民図書館) |
| 保健・医療サービスに関する人権課題（続く） | H I V <sup>※1</sup> やハンセン病 <sup>※2</sup> に対する正しい知識の普及 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所と連携を図りながら、保健所の活動に合わせた知識の普及を実施します。</li> </ul>  | 継続 | 通期   | 健康づくり課           |
|                       | 保健サービスなどの充実   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰にでも、健康に暮らす権利があり、その人らしく、健康で生きていくためには、早期からの疾病予防が必要です。早期からの生活習慣病予防を図るために、40歳代からの特定健診の受診率向上に努めます。また、若い世代の健康への意識付けを行うため、30歳代健診を行います。</li> <li>・生活習慣病の早期発見のみでなく、重症化予防のための訪問活動など、市民一人ひとりに合わせた支援を行います。</li> </ul> | 継続 | 通期   | 健康づくり課           |
|                       | 保健サービスにおける人権確保  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診時などにおけるプライバシーの確保に努めます。</li> </ul>  |    |      |                  |

| 項目                            | 具体的事業  | 行動計画（後期）における事業内容   | 区分 | 事業期間  | 主管課   |
|-------------------------------|--|--|----|-------|-------|
| (続き)<br>保健・医療サービスに関する<br>人権課題 | 性同一性障害※ <sup>3</sup> ・性的マイノリティの児童生徒に対する細やかな対応の実施   | ・教職員が児童生徒から相談を受けた場合は、まず悩みや不安をよく聞き、児童生徒の良き理解者となるよう努めるとともに、学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導と人権教育を推進します。 | 新規 | 通期    | 学校教育課 |
|                               |  | ・性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、保護者や医療機関などと連携しながら、児童生徒の心情などに配慮した対応に努めます。        |    |       |       |
| 情報に関する人権侵害（続く）                | メディア、インターネットなどによる人権侵害の防止                           | ・広報、市ホームページなどを活用し、啓発を行います。   | 継続 | 通期    | 生活安全課 |
|                               |  | ・市民相談室の整備と周知に努め、必要に応じて速やかに法務局など、専門相談機関への取り次ぎを行います。   |    |       |       |
|                               | 子どもに対する情報教育の推進                                     | ・人権侵害の事例を認識し、情報モラルや個人情報など、各小中学校の情報教育に関する指導・実践の推進を図ります。   | 継続 | 通期    | 学校教育課 |
|                               |  | ・情報教育に関する指導・実践について、校長会、教頭会、教務主任会などを通して、市内で共通認識をもって取り組みます。  |    |       |       |
|                               | 悪質な情報への対処  | ・市ホームページの適正管理に努め、不適切な情報を発見した場合は、作成担当課に連絡し、ページの修正を指示するなど、速やかに対応します。   | 継続 | 通期    | 企画政策課 |
|                               |  | ・広報などによる各種相談窓口の周知と法務局などの専門相談機関への速やかな取り次ぎに努めます。   | 継続 | 通期    | 生活安全課 |
| 情報リテラシー※ <sup>4</sup> 教育の推進   | ・情報教育主任が中心となり、教職員の情報リテラシーや情報モラルへの認識を高める交流・研修を行います。 | 継続   | 通期 | 学校教育課 |       |
|                               | ・情報リテラシーに関する研修会を各小中学校で行います。                        | 継続   | 通期 | 学校教育課 |       |

| 項目                     | 具体的事業                    | 行動計画（後期）における事業内容   | 区分 | 事業期間  | 主管課   |
|------------------------|--------------------------|--|----|-------|-------|
| （続き）<br>情報に関する人権<br>侵害 | 情報リテラシーの啓発・推進            | ・情報の取り扱いなどに関する職員研修を毎年行います。セキュリティ関連のトラブル事案などを周知することで、職員の危機意識を高めます。      | 継続 | 通期    | 企画政策課 |
|                        | 個人情報保護に向けた取り組み           | ・個人情報保護制度について、市職員及び教員を対象とした専門講師による講習を継続的に実施し、個人情報保護制度の適正な解釈、運用などに努めます。 | 継続 | 通期    | 総務課   |
| 犯罪に関する人権課題             | 犯罪被害者などの人権の配慮            | ・相談を受けた場合は、専門相談機関などと連携し、速やかに対応を行います。                                   | 継続 | 通期    | 生活安全課 |
|                        |                          | ・広報などを活用し、「犯罪被害者週間」（11/25-12/1）の周知に努めます。                               |    |       |       |
|                        | 犯罪被害者などに対する生活支援          | ・犯罪被害者に対する必要な生活支援に努めます。  | 継続 | 通期    | 社会福祉課 |
|                        |                          | ・関係機関（公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターなど）と連携し、被害者支援に関する情報収集に努めます。                   |    |       |       |
|                        | 北朝鮮による拉致被害者・人身取引被害者の実情把握 | ・国、県などからの情報収集に努め、広報、市ホームページなどでの啓発を行います。                                | 継続 | 通期    | 生活安全課 |
|                        | 刑を終えて出所した人への人権の配慮        | ・保護司会や更生保護女性の会など、刑を終えて出所した人の社会復帰を支援する団体の活動を支援します。                      | 継続 | 通期    | 生活安全課 |
| 刑を終えて出所した人に対する生活支援     | ・生活保護法に沿った支援に努めます。       | 継続   | 通期 | 社会福祉課 |       |



※ 1 : 「H I V」とは？

ヒト免疫不全ウイルス。エイズの原因となるレトロウイルスの一種で、感染すると病原体などから体を守る免疫が働かなくなり、抵抗力が低下し、健康時には感染しないような感染症やがんなどにかかるようになる。この状態をエイズと言います。



**※ 2 : 「ハンセン病」とは？**

らい菌による慢性の感染症。感染力は非常に弱く、発病しても、早期に治療すれば後遺症もなく治癒します。平成 8（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまで、患者が療養所に隔離されたり、怖い病気という誤解から偏見や差別が広まりましたが、平成 13（2001）年、隔離政策が不当だったことが裁判で明らかになりました。

**※ 3 : 「性同一性障害」とは？**

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態。

**※ 4 : 「情報リテラシー」とは？**

情報活用能力のこと。





## 相談機関一覧



| 内容    | 相談機関                             | 相談先電話番号                   | 受付日時ほか   |
|-------|----------------------------------|---------------------------|--|
| 全般    | 人権相談所（岐阜地方法務局多治見支局・多治見人権擁護委員協議会） | 0572-22-1002              | 月～金（※1） 8:30～17:15   |
|       | 日本司法支援センター 法テラス可児                | 050-3383-0005             | 月～金（※1） 9:00～17:00   |
|       | 県民生活相談センター                       | 058-277-1001              | 月～金（※1） 8:30～17:00   |
|       | 岐阜県人権啓発センター                      | 058-272-8252              | 月～金（※1） 9:00～17:00   |
|       | 岐阜県警察安全相談室                       | 058-272-9110              | 毎日24時間<br>全国共通ダイヤルは「#9110」                                     |
| 女性    | 岐阜県女性相談センター・配偶者暴力相談支援センター        | 058-274-7377              | 月～金（※2） 9:00～21:00、土日・祝日（※2） 9:00～17:00                        |
| 子ども   | 東濃西部少年センター                       | 0120-873-246              | 火～土（※2） 10:00～17:00 対象：小学生～大学生                                 |
|       | 東濃地区少年サポートセンター（多治見警察署生活安全課内）     | 0120-783-802、0572-22-7822 | 毎日24時間 ◇専門相談員による受付・面接：月～金（※1） 8:30～17:15<br>対象：20歳まで（虐待は18歳未満） |
|       | 岐阜県東濃子ども相談センター                   | 0572-23-1111（代表）          | 月～金（※1） 8:30～17:15 対象：18歳未満の児童、保護者                             |
| 外国人   | 外国人のための人権相談所（名古屋法務局内人権相談室）       | 052-952-8111              | 月～金（※1） 8:30～17:15   |
|       | ” 英語による相談日                       | 0570-090-911              | 毎月第2金 13:00～16:00  |
|       | ” ポルトガル語による相談日                   | 052-952-8111（代表）          | 毎月第2火 13:00～16:00  |
|       | 名古屋入国管理局                         | 052-559-2150              | 月～金（※1） 9:00～16:00   |
| 犯罪被害者 | 被害者ホットライン（岐阜地方検察庁）               | 058-262-5138              | 月～金（※1） 8:30～17:15   |
|       | 犯罪被害者相談室（岐阜県警察本部）                | 0120-870-783              | 月～金（※1） 8:30-17:15   |
|       | 岐阜県警ストーカー相談110番                  | 0120-794-310              | 月～金（※1） 9:00～16:00   |

◇「受付日時ほか」欄の「※1」は、祝日、年末年始は受付していないことを指します。

◇「受付日時ほか」欄の「※2」は、年末年始は受付していないことを指します。



## 瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）

平成 28（2016）年 1 月

編集・発行

瑞浪市 まちづくり推進部 生活安全課 人権啓発係

〒509-6195 瑞浪市上平町 1 丁目 1 番地

電話 0572-68-2111（代表）